

第九卷第四號

III

- 論
●典獄諸君に教を請ふ
●若き事獄に就き希望を述べ(第二回監獄茶話會講演)
●未成年犯者及其救治策(前號の續)
●特別寄書
●罪囚の極刑及死刑に就く(第三)
●毛刺司獄を懲遇に違ふ所くへ(斯界十有餘名の眞實勇士 宮城治監 兼澤勇太郎)

●雜報
●教育の普及と犯罪人 ●典獄諸君に留む 執事 ●四人食肉 ●更に拘氏 ●小河教育(伊曲) ●獄中の監獄法令の編纂(室木) ●洋々散士

●譯
●「ジュエッケン」行刑學(第二回)
●松尾音次 松尾

●雜錄
●典獄召集に就て ●監獄改良上ノ意見は此際提出せらるるべし ●起て暫く監獄を學校に改め ●監獄のりき ●特別任用及び任官 ●卒考の規程に就く ●押丁給料に就て ●庫房の看守 ●給給 ●は年度の終る ●本日となり ●監獄事務官 ●二局餘の出張(松尾音次) ●獄獄

●獄事談叢
●監獄監獄の事情に就て(當知某某氏の茶話)
●報
●片山醫學博士の裁刑醫 ●談刑法草案に對する意見 ●犯罪に對する統計 ●松二氏所談

●問答
●富
●神奈川縣監獄の新築場を觀る

●外國語學
●松生
●松生
●松生

警 察 監 獄 學 會 發 兌

再版 殘本若干あり此際御申込の向は豫約減價を以御需要に應ずべし

豫約減價

内務省監獄事務官 小河滋次郎君序
三重縣參事官法學士 浦太郎君序
警察監獄學會編纂

監獄英語必携

全

●ボツケット入小本
●定価一部三十五錢
●送料一部金四錢

●紙數四百餘頁
●綴惣クロース
●金綴字入

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字引として之れに附す其編纂の如きは實務家及内外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閱を経たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり故に司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋商月を積み内地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんことを期せられんと切望に堪へず

●豫約法

一豫約減價一部前金三拾錢
豫約部數の外若干の殘本あり此際至急御申込の向は豫約減價を以御需要の應すべし但本書は最早再版に付せざるを以て折角御申込を得るも殘本の外は御謝絶申上ぐべし

明治三十一年四月

一代金は郵便(銀行)爲換又は通運便

(持込料添)を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛名を以着本の上直に御送金ありたし但郵便爲換は東京四谷郵便支局に限る

警察監獄學會

監獄雜誌第九卷第四號

論 說

●典獄諸君に教を請ふ

浪 華 生

法は素と是れ死物なり、法規の作用、紀綱の張弛如何は運用者其人を得るにあらざれば得て其効果を收むべからざるは固より論なし、況んや不完全なる法規の運用に於てをや、予輩熟々我國現時監獄界の實況を運観するに此語の適切なるものあるを感得せずんばあらざるなり、現行の我國監獄に關する法規命令なるものは各其制定發布の當時に遡り之を推究するに維新以來再三の改正變革を経たりと雖も皆、時の立法者が調査審究を盡さざる所なしと雖も、社會文運の進度は驕馬も尙且つ及ばざるが如く間斷なく長足の進歩をなしつつあるは亦素より論を俟たざる所なりとす、現行監獄則は實に明治二十二年の發布にして爾來星霜を閱すること茲に入葛萎、當時如何に完を盡し美を極めたるものと雖も時世の變遷は遂に今日吾人を驅て監獄法規の不完全を絶叫せしむるに至りしものは洵に故なきにあらざるが如し、近時當局者は至幸にも監獄改良事業に熱心誠實なるものあり吾人が不完全なりと云ふ法規を巧みに運用し操縦の宜しきを得るものあり若々監獄改良の歩武を進め内は専ら實務の經檢を積み外は専心監獄に關する思想を涵養し或は學理的に之を研究せらるゝの結果、紀綱茲に舉り、法規の作用亦た顯著なる斯の如きものあるは苟も聰明敏達なる全國典獄各位が法規運用の老手腕に出づるにあらざれば奚ぞ能く茲に至るを得んや、想ふて茲に至れ

ば予輩は須らく賢明なる典獄諸君の徳高く且つ老功の偉なるものあるを願せずんばあらざるなり故を以て予輩は既往に鑑み各位の効績、勞の甚だ大なるを深謝するに吝ならざる所なり、

既に我國監獄の天地は前述の如く老功誠實の士に富めるあり、何すれど予輩の殊更に暇々を須ひすと云ふと雖ども國運の隆盛は夙に憲政を布き法律を改正し民法、商法、民、刑訴訟法は既に之を改正發布せられ民法の殘部亦た既に其草案を脱稿し最後に國家の刑典たる刑法も又之を完美せんが爲め數年以來改正刑法審査委員會なるものを設け今や其草案を世に公表せらるゝの時に際會せり、然り而して刑法と監獄則との關係たるや鳥の双翼、車の兩輪に於けるが如く、恰も形體不可離性質を有するものなるを以て刑法の改正と同時に監獄則を改正し行刑上全盤の改良を企圖すべきは勿論、第二の維新とも云ふべき改正條約實施の期は今や目前に迫り法律に政治に實業に朝野舉て之れが實施準備に忙殺せられんとす、宜なる哉政府夙に改正條約實施準備委員會なるもの設けあるが如き亦以て證すべきなり、就中警察監獄に關する條約實施に伴ふ準備事項の如き其關係する所廣く且急なるもの豈に管に他の準備事項に譲れりとせんや、政府亦茲に着眼せらるゝ所あり之れが施爲に日も尙ほ足らざるものありと雖も、就中監獄則の改正（外國人拘禁制度に關する事項其大部分を占む）并に改正刑法草案に對する監獄當局者の高見は此際最も眞價あるものとして改正立法者の亦最も參考に資すべき好材料なりと信せり、加之平素彼の職務に誠實なる典獄諸君は須らく以上の大問題に付き既に業に有益適切なる抱負を把持せられつゝあるは固より論を待たざる所なるを以て此際諸君が思想を筆に口に上ぼし社會に公表し當局者を利し併せて斯道に裨益を與へられんこと余輩の典獄諸君に切に希望する所なり、言、聊か詭徹に涉り世の實驗家諸君に對し不遜の辭なきにあらずと雖ども從來の當局者は徳を内に涵養し言を外に懷するゝの到す所なるべしと雖も世の典獄諸君にして自ら名を譽

し公明正大に監獄に關する卓見を社會（少くとも斯社會）に公表せられたる人士は實に僅少にして四五の先輩諸君を除く外未だ監獄問題に付云爲せられたるものなきは予輩の平素遺憾とするところなり、抑も典獄の職たるや専ら法令の運用、行刑の目的を達するを以て其主眼となすと云ふと雖も亦た親しく自ら實地に施爲せられたる成績并に實驗上の改良談は管り其當任の監獄のみならず汎く之を斯社會に紹介し自他を利益せしめられんこと寧ろ斯道改善の捷徑たり指針なるべしと竊かに信せり、幸に目下現に監獄社會に斯道改良の機關として定時刊行せらるゝ二種の雜誌のあるあり廣く當局者の間に愛讀せられつゝあるを以て此機關雜誌を利用し金玉の起稿を數多投稿せられんことを望む、然るときは兩雜誌記者は他の普通一般の寄稿と甄別し厚く禮を以て之を歡迎し雜誌の全白を割愛するを辭せざるべしと信す、

仰ぎ冀くは全國賢明なる典獄諸君足下、諸君は多年素養に富み且實驗饒多にして又嘗て治績の顯著なるものあるに徴し予輩は誠心誠意以て斯道の先覺師と崇敬するの情切なるを以て廣く其胸襟を開き筆に口に雜誌を介し諸君が平素軼軻實檢上得られたる有益多望なる高見を予輩に報導し後進者をして誘掖自覺せしめられんこと予輩が希望の存する所なり當局者幸に之を諒納せられんことを請ふ

●慈善事業に就き希望を述べ（第二回監獄茶話會講演）

片 山 潜 君

私は今留岡さんの言はれた様に慈善事業に就て官民一致せにやならんと云ふ様な趣旨で御咄申す積りで御座ります……全体私は社會問題には熱心で御座りますが他の事に就ては少しも分りませぬ社會學の事に付ては實際にヤツテ居りますが監獄改良と云ふ様な事に就ては専門家でないから格別アナタ方の御聞き下さ

る様な事を咄す事は出来ませぬ……私は英國に参りまして監獄、感化院、懲治院等に行て見ましたが日本もア一云ふ英國の様な風に成たならば宜しと始終思ふて居りまして聊か雜誌杯に書た事も有りまして、今日は其事に付て御咄を致さず私が一番感ぜましたのは英國のニューゲート、ウヲームウッドスクラブパロウエー等の監獄に行て見た時で御座りました其等の監獄の中に這入ると身体がシーンとする……監獄に居る處の典獄は當り前の着々を着て居るから分らぬが其他の者は軍人見た様な服を着て居る、取扱でも何でも非常に嚴格で……ソレは言語動作共、丁度我々が子供の折に思ふて居た牢屋……ソレよりもまだ嚴格ヂヤ其譯は一体改良すると云ふ所は永く監獄に居れば居るだけ段々に緩るくなり好き習慣を得る丈に自由を得る實にいろ／＼な懲罰が行はれて居る、行儀が善ければ善い處で賞し惡るれば惡い處で罰しき處罰を受ける誠に其實罰が明らかである、其趣旨は監獄と云ふ場所には實に恐ろしき所でア一云ふ様な所には決して這入る所でない、アンナ所に這入てはイヤダと社會一般の人に思はせるのである監獄は立派で有ても人に嫌はれ人の來ぬ様にせにやならん可成新らしく罪を犯す人の來ない様にする……新らしく罪人が這入て來ない様にするが目的故に嚴格にするソレで監獄の統計を見れば新に罪を犯すものはだん／＼減て行き居る、如斯監獄は非常に嚴格にする成るだけ社會の人が嫌ふ様に監獄を嚴格にする、監獄に行くのはコワイと思はせる様にする……私は日本に歸て見て誠に其事を感じました、日本の人は善惡と云ふ事を感ずるが比較的ドウモ薄い様に私は思ひます道德上の點から云つても親殺、子供殺、殺害が非常に多い商業社會でも政治社會でも此犯罪人が多ひ、夫れは如何かと云ふに日本の監獄と云ふものは其目的に改良と云ふ事は這入て居るも嚴格と云ふ事は世人が知らない夫れで一般の人が一向に恐れない、恐ろし所とは少しも思ふて居ない、子供の時分に牢屋と聞けば實に恐ろし所と思ふて決して行く處でない、亦決

して惡い事をしてはならぬと思ふて居た今では監獄を恐ろし所と思ふて居ないから惡い事をしてもしない、子供でも恐れない、監獄が恐ろしき所であると云ふ事は少しも見ぬ故に或る人は罰とソレは社會と云ふ觀念から見た所であり……惡事の結果と比較計算して惡事を爲して金を儲ると云ふ様な弊害がある既に罪を犯した者が監獄に這入た以上は其罪人を改良すると云ふ事は監獄の目的として置かねばならぬが今日では社會が惡いから罪を犯すに至らしむる事が澤山あるであらふと思ふ、罰と云ふ事が充分に這入て居らにやならぬ、監獄に従事して居る人及び監獄に關係のある人は、監獄と云ふものを社會の人に知らせるは監獄は恐ろしき所ぢや決して這入る所でないと思はせる様にせにやならぬ是は社會と云ふ眼から云ふのであります、英國が非常に監獄を嚴格にすると云ふものは劇しく罰すると云ふものは人に依て違ふて居る、人に依て罰せにやならぬ、立ちん坊なんかは立つ事には慣れて居るから之を立たせて置ても少しも痛苦を感ぜぬから何の役にも立たぬ、食物の方でも其通りで今日食ふや食はずに居たものに、パンと水とを與へて置ても役に立たぬ兼て美味美食して居るものには効があるけれども、監獄に於て賞罰を行ふには宜しく折衷して行はねばならぬ

私は監獄と云ふ事に付て社會學上から見て大に感ずる所があるから申しますが日本では英國當りとは丸で反對で日本人が監獄に入るのは何か金儲けにでも行く様に思ふて居る……年貢でも拂ひに行く様に思ふて居るさうして一度監獄にでも這入た様な奴は出獄した後には於ても勞働社會にも入れられない、勞働者にしても人が遣つちや呉れない。而して是等の人物を導く方法等は殆んどない云ふてよろし位である英國杯にて監獄内で感化の法も大に進んで居るが出獄人保護と云ふ事も能くつとめて居るそれで出獄人に於ても正業に就く事が容易いので有ります英國にて慈善事業、出獄者の保護も這入つて居る慈善事業は美譽とし

て大に社會一般の人が稱賛する、貴族社會なら「ドシ」賛成する其根據は何處にあるかと云ふに今日私が題に致した官民一致、官と人民と善く一致して居る所からである、英國に於て感化院懲治貧民學校を設立するには政府が一定の法律を設け其法律に依りて家の造り方から衛生上毒毒のありなし、こんな家の構造では出来ない、こんな風にせにやならぬとか亦感化院ならば充分感化の目的を達し得べき否やと云ふ事を政府の役人が来て検査し之れならば感化院として子供を、悪少年を感化せしむることが出来ると思ひれば之れを認可する其認可を受けて感化の事に取掛る政府(内務省)は其の感化する所の子供の數に應じて食料を與へ地方の學務委員も亦教育費を與ふ而して感化をなすには「チャン」教員を雇ふて其子供に學文を教へる、貧民學校も其通り建築其他の準備に向ての金は地方の有志から出して政府の保護を仰ぐ、政府は監督官を出し又地方官も其の派出官を以て學務委員時々巡回して規則通りに行ふて居るかどうかと云ふ事を監督する若し規則に背て居れば直に保護金を廢して、仕舞ふからは非規則通りに行つて行かにやならぬ日本に於てはこんな都合に行かない官には金があるが往々人物を欠く又民間の事業は熱心なる人物あるも金がない故に其の目的を達せず英國の如く官民一致して行て官で箇様なものを設けて呉れば人民は應分の寄附をなす、政府が充分の保護を與へて遣つて呉れるでなければ人民斗りでは到應成立たない、偶々出来ても二三年も立てば段々衰微して行て維持が出来ない若し官に居る人が色々面倒な事斗り云ふて殊更に六ヶ敷しく妨げる様なことがありてはなか／＼手が出ないとても出来ない善く官民一致して行かにやならぬ故に官は都ての慈善事業に付て一定の規則を發布し此の規則の内に感化事業なり孤兒院なり企つれば官は其の世話をする子供の數に應じて出金し有志人民をして直接の業に當らしめ官は只監督の任に當らば今日理想のものを作り得るで御座りましう

●未成年犯罪者及其救治策(前號の續)

山本 徳 尙 君

(二) 身体

稿者が見聞の狹隘なる不幸にして我國に於ける此種の研究材料を手にする能はず僅かに平生見讀せる諸書雜誌及年報書等によりて泰西諸學者の説を摘載し以て讀者諸君の參考に供す

罪人は常人と異りて身体上に一種の特質を有するか其身長に於て其重量に於て其頭骨及腦髓に於て或は又其顔面容貌に於て變的特質あるかの疑問に付ては斯道に關する諸學者の間未だ一定の確説あらず伊太利の學者ロムプロッソーの説によれば窃盜の顔貌兩手は往々靜重を欠ぎ動搖常に烈しく眼珠は上下左右に轉動して定らず眉毛厚くして兩眉相接し鼻は釣りて嘴の如く前頭狹くして且つ後斜す疎髯蒼顔にして赤面するの能力を欠ぎ猥褻罪の犯罪者に在りては兩眼常に美しく音聲概して清涼ならず容貌は先づ美麗と云はるべく只上下唇は稍前方に突出し唇厚くして眼臉勝張すと云ふロムプロッソーは更に放火犯罪者に付て彼等の皮膚の美なると其容貌の幼童の如くなると頭髮多きと時として婦人の如き風姿のものあるとを記述す且つ彼の説によるに習慣的殺人犯罪者は眼珠瑠璃の如く冷に瞳子動かさず鼻は恰かも鷺の嘴に似て上下唇に力あり耳長く腹骨高く頭髮豊かに黒くして且つちぢれ鬚髯疎にして犬齒甚だ發達し險すると屢にして且つ顔面の半側を動搖し其都度犬齒を見はす詐欺者の容貌は一見好良なる人物の如し之一見の人に信用を買ふ所以なるべきか毒藥を以て人を殺せる者は至て慈悲心あるが如きの面相を有す之を要するに遺傳的犯罪者は耳立ち髪厚く髯疎に上下唇突出し腹骨高く又よく貌語をなすとなりヘーヴロツク、エリスも亦犯罪者の概して疎髯なるを説き婦人犯罪者は頭髮の豊富なると其特質なりとし毛髮多きは動物力の盛なるに伴ふものなるが如しとせり容貌に關しては彼は犯罪者に美貌少きを説き一種厭ふべき眼光は常に犯罪者の特質なりとし而

して又体力に關しては犯罪者の筋力概して薄弱なるを述べ其他或る醫士は多年試験の結果婦人の犯罪者に於ては往々生殖器に疾病ありとなし此疾病は婦人の精神上に變動を來すの原因となすロムプロソー及フェレローの兩氏は其著婦人犯罪者論に於て最も大切な結論として云つて曰く「犯罪者の身長腕力及四肢の長は通常婦人のよりも低く弱く又短し癩癰若しくは殺人罪の婦人に在りては体量の身長に於ける比有徳なる婦人のよりも大に癩癰の婦人は手長く脛太く足小にして手指は掌よりも發達劣れり婦人竊盜犯者に在りて頭蓋骨の容量及び外周共に通常婦人のよりも小にして其直徑も亦然り但し顔面の直徑は通常婦人のよりも長く殊に脛に於て然り」云々と「エルマイラ」感化監獄囚を驗査したる結果によれば該監獄囚の疾病は呼吸器及心臟に關するもの多きに居ると云ふ

以上の如く諸學者の實見する所種々なりと雖も吾等は未だ如何なる點を以て學術的に身体上の犯罪的特質なるかを確むるに能はず蓋し今日に於ては諸學者の間此種の研究未だ進歩せず從て諸説未だ一定せざるのみならず身体の組織は人種によりて多少趣きを異にするものあり研究材料の同一ならざるより往々反對撞実の説あるを免かれざる也モリソン氏其著犯罪原因論に記することろによればロムプロソーは伊太利犯罪者の身長常人のよりも高きを説けどもク子ヒトは獨乙犯罪者の身長常人と異るとなしと云ひマローは犯罪者の身長常人のよりも低きを説き而してモリソン自からの見るところに在りては「歐大陸に於ける研究の結果如何なるにせよ英國に於ては犯罪者の身長常人より低きと殆んど疑ふべくもあらず」と也体量に付てもロムプロソーは伊太利犯罪者の体量が伊太利一般の社會人民のよりも重きを説けどもモリソンはロンドン犯罪者の体量がロンドン市民と異るとなしと云ふ頭蓋骨に關して異説最も多くロムプロソー及マローヴィリアーの如きは犯罪者の頭蓋骨に於て通常人のよりも變狀多きを認めたれどもモリソンの記すること

ろによればトビナードはマノーヴィリアーの調査せると同一の頭蓋骨に付て研究したる後犯罪者と常人との間に於て敢て頭蓋骨の異狀あるを認めずと云ひベルギーの人類學者ヘーゲルも亦犯罪者の頭蓋骨は其犯罪者と同一の人種の頭蓋骨に比して別に異りたる點あるを認すど云へり腦髓に關しても亦然り異説紛々未だ一定せず數年前教授ベチデイクトは犯罪者の腦髓を研究して前頭葉の廻轉に異狀を認め之を以て犯罪の原因なりとし當時の社會を驚かしたるにあり而かも同氏は正直なる人々の腦髓に於ける前頭葉の廻轉を研究せざりきギアコミに其他諸氏の研究する所によれば正直なる人間の腦髓も犯罪者の腦髓も前頭葉の廻轉に別に異りたる點あるとなく博士バルデレーベンも亦同説なるが如し腦髓の重量に關しては犯罪者の腦髓は通常人の腦髓に比して輕重何れなるや未だ知り易からず博士ビンスヴァンゲルの説によれば腦髓の重量と犯罪の關係を知らんと欲せば單に通常人と犯罪者の腦髓を量るを以て足れりとなすべからず其腦髓の重量と其重量の腦髓を有する人の身長及体量との比を得其比を比較して始めて精密なる結果を得べしと也要するに思想の器たる腦髓の研究今一步を進むるの時に至らずんば未だ容易に腦髓の異狀と犯罪の關係を精知するに能はざるべし其他顔貌に關しても多くの研究者は前頭の後斜を以て犯罪者の特質となせどもマローの如きは其然らざるを説きロムプロソーは苦痛の感覺鈍さを以て犯罪者の特質となせどもエムジョーリは其研究によりて犯罪者に苦痛の感覺敏なるを説く

諸學者の間研究の結果容易に一致せざると此の如し吾等の今日に於て安んじて承知し得らるべきは(一)犯罪者は正順なる心意の作用を欠く(二)正順なる心意の作用を欠くは心意作用の機關たる身軀組織に不正順の點あるによるとの是也即ち犯罪者に兎も角も身体組織の弱質あるには相違なし其弱質の如何なる點にあるかは吾等の今日に於て知り得ざるところにして之を後日の研究に待たざるべからず

吾等は以上によりて犯罪者一般の体質に關する諸學者の説を見たり未成年犯罪者に關しては尙更其弱質の如何なる點にあるかを知らるに難し殊に此種の研究未だ進歩せざる我國の如きに於て然りとす蓋し未成年者に在りては身体組織發育の中途にあるものなるを以て何れも皆弱質の存するものなれば也されど唯吾等の研究し得べきは未成年犯罪者の身体組織發育の模様と通常未成年者の身体組織發育の模様とを比較し其甲乙何れの點に於て發育の差異あるやを知ると之也是ども吾等は未だ精密なる調査の結果を知る能はざるを如何せん而かも如何なる點にか身体上の異狀ありて其異狀が犯罪の一原因なるべきは成年犯罪者の場合に於けると同一なるべし未成年犯罪者に付て先づ吾等の見るべきは身体強弱の如何に在り而して之を見るには死亡比例を見ると甚だ肝要なるべし之に關しても我國未だ統計の依るべき者なく或は多少あらんかなれども稿者不幸にして之を手にせず吾等は司獄官諸君が在懲治監の未成年者に付及び彼等が入監の際に於ける身体検査を精密にし身長体重筋力等の統計を製し若し出來得べくは其死亡比例をも調査して此種の研究に資せられんことを切望す今モリソン氏の調査によるに英國「インダストリアルスクール」に於ける少年男子の死亡比例は一八八七年より一八九一年に至る五年間を平均して毎年一千人に付四人の較合なるが此等少年男子と同年齡即ち五才以上十五才以下の通常少年男子の死亡比例は同じき五年間を平均して毎年一千人に付三人七分強也而して大疾恢復の見込なくして「インダストリアルスクール」より退校せしめたるもの同じき五年間を平均して毎年一千人に付四人七分なれば此等を退校後死亡したるものと見て之を在校者の死亡比例と合せば八人七分となりて通常少年男子の死亡の二倍以上なりとす「インダストリアルスクール」に於ける少年女子の死亡比例に至りては更に驚くべきものあり通常少年女子に在りては一八八七年より一八九一年に至る五年間に毎年平均一千人に付三人八分の死亡者なるが該校在留の少年女子が同

しき五年間の死亡は毎年平均一千人に付八人七分にして之に大疾恢復の見込なく退校せられたるもの同じき五年間毎年の平均一千人に付三人九分を加ふれば十二人六分となる較合にて實に通常少年女子死亡の三倍以上に相當す之即ち將來犯罪者とならんとする少年男女は概して身体薄弱なるを證するもの也此外尙一つの考ふべきものあり「インダストリアルスクール」に於ける少年の百分の三十六は一親若しくは兩親を失ひたる孤兒なると之也此一事は彼等少年の薄弱なる兩親に出生したるを證するものにして遺傳的な薄弱少年なるを示すものとす身長及体量に於ても「インダストリアルスクール」の少年は概して通常少年に劣れり更に進んで「リフオーメツリースクール」に於ける十六才以上二十才以下の未成年犯罪者に付て之を見るに十才以上二十才以下なる通常未成年者に在りては一八八七年より一八九一年に至る五年間に毎年平均一千人に付三人七分の死亡者なるが「リフオーメツリースクール」に於ける未成年男子の死亡は同じき五年間に毎年平均一千人に付四人二分にして之に大疾恢復の見込なく退校せられたるもの同じき五年間に毎年平均一千人に付四人二分なるを加ふれば八人四分となりて優に通常未成年者死亡の二倍以上なるを示す次に一般社會の未成年女子にありては一八八七年より一八九一年に至る五年間に毎年平均一千人に付三人五分の死亡ありたるに「リフオーメツリースクール」に於ける未成年女子に在りては同じき五年間に毎年平均一千人に付五人の比例を以て死亡者を出し之に大疾恢復の見込なくして退校せられたる者一千人に付七人の比例なるを加ふれば合計十二人となりて之亦驚くべき次第なりとす尙「リフオーメツリー、エンド、リフューン、ユニオン」雜誌（一八九七年一月發兌）の記する所によれば「リフオーメツリースクール」に於ける未成年者と大學若しくは或る公立學校生徒との比較左の如し

校名	年齢	体量	身長	胸隔	上膊	下膊
オックスフォード大学	7 12	1 2	11 48	17 48	17 96	11 96
公立校	5 48	3 2	67 96	7 24	7 24	10 32
レッドヒール院	18	6 2	9	35 2	12 2	11 4
コロンツール船	17 12	-	5 24	23 24	5 8	10 48
キングスウード院	7 12	2 24	7 8	23 48	23 96	10 24

右の表を見るに感化院に於ける未成年者の上膊及下膊は大學及び公立學校生徒のに勝り胸隔は稍同一なりと雖も身長体量は大に劣れるものなるを明なりとす而して腕の大なるは彼等が勞働の結果なるを忘るべからずとせば未成年犯罪者の身体は概して發育不完全なりと見て不可ならん吾等は我國青年及未成年犯罪者の身体に關して此種の統計を手をせざるを遺憾とす但し統計年鑑の示すところによれば徴治監新入者にして父母の有無左の如し

年次

父母存在

父又は母死亡

父母共に死亡

明治廿二年

二一五人

二一四人

一二二人

明治廿三年

三四二人

三〇六人

一五四人

明治廿四年

五五〇人

三六五人

一九八人

明治廿五年

三七六人

三八二人

二二九人

明治廿六年

二七九人

三八二人

二四二人

即ち我國未成年犯罪者の多數は一親若くは兩親を失ひたる者にしても父母の身体薄弱に従て彼等の身体遺傳的に薄弱あるを示す勿論未成年犯罪者に孤兒多きは家庭生活の困難が犯罪の一原因たるを證するものにて此事に付ては後章之を論ずるの時あるべく此に只未成年犯罪者の多くが薄弱なる身体の系統を有するものなるを知りて満足すべし

此の如く未成年犯罪者は遺傳によりてか若しくは生活の模様によりてか何れにして身体に弱質を有するに相違なし而して此弱質は心意の作用に一大影響を及ぼし不活動となり情弱となり破廉恥となり外部の誘惑に對して反抗するの力を失ひ遂に犯罪に陥るの一原因となる即ち彼等は一規律ある動作に堪へざるなり(二)外部の勢力に抵抗し能はざる也(三)心意作用の薄弱を來す也蓋し心意の作用は身体の強弱によりて大なる相違を來すと何人もよく知るところなるべし胃病者の常に短氣なるが如き腦病者の常に沈鬱するが如き病者の概して嗜好急變するが如き睡眠の不足が自から身体の不活動を來すとともに精神上の活氣を減するが如き吾等の平生實見するところにして肉食者の性質常に勇健なる肉食者の常に靜肅なる虎豹の猛なる麋鹿の馴なる之亦吾等の知るところ也生理と心理とは最も密接なる關係を有す此事に付ては他日心理學の問題として別に論ずるところあるべし要するに身体組織の弱質は犯罪原因の一つたると殆んど疑ふべからず今最も手近き一例を云へば放火は一つの犯罪也放火犯者は法律によりて刑に處せらる然るに一方に於て狂者

は一つの疾病者也而して此狂者の内に放火狂なるものあるとは吾等の知るところにして稿者も亦明治廿九年の冬なりしが巢鴨癲狂病院に於て此種の患者を見たり法律は放火犯罪者を罪すと雖も放火狂者を罪せず世人も亦此兩者を以て別種のものとなせども吾等の見るどころを以てすれば其相異果して如何なる點ぞ前者は目的を以て之をなし後者は目的なくして之をなすと云ふか彼れ一時の憤激に乗じて遺恨に思ふ者の家を焼くど放火して以て快となすものと精神の錯亂に於て異なるどころなし前者は一時の發狂にして後者は長時間の發狂なるのみ稿者曾て北海道に在り一日一囚徒の放火犯なるに面して犯罪當時の模様を問ふ彼れ對て曰く己れ放火をなしたるは一二回に止まらず或時の如きは負債償却の督促激烈なるに會ひ如何に狀を陳べるも債權者の聞入れざるを以て遺憾止むなく無情なる彼よと其夜債權者の家に放火し焰々火の上を見て快となせし今にして之を思へば後悔止むなしと囚人の言一々信すべからずと雖も放火の瞬間若しくは其或時間に於て犯罪者の一時發狂に類するを見るべし或は犯罪と發狂の區別を以て良心の有無即ち惡と知て之をなすと惡と知らずして之をなすとに在りとなさんか犯罪者の良心は吾等の良心よりも鈍きを思はざるべからず吾等の惡と思ふとも彼等は差程惡と感ぜざる也少なくとも犯罪の瞬間に於ては惡と知らざるとある也今又他の一例を言へば強姦は一つの犯罪也而かも之只獸情の強力なるに原因するか若くは此獸情を抑制する勢力の乏しきに原因するものにして此獸情は身体組織に大なる關係を有するもの也殺人は一つの犯罪也而かも犯罪の瞬間に於ては發狂に類するもの往々之あり以上二三の例は只犯罪は病疾に似たるを示すに過ぎず如何なる點にまで犯罪と疾病は相互に關係を有するかは今未だ明白ならず勿論身体の薄弱なる者は悉く犯罪すと云ふにあらず前きに説きたるが如く犯罪は一つの原因によりて生ずるにあらずればなり而かも身体薄弱は多くの犯罪原因の一つなるとは疑ふべくもあらず請ふ犯罪人の心意發達の模様を

見んか

正誤前號十二頁犯罪原因の中罪人の部に「心機能」としたるは「心意」の誤也

特別寄書

●罪囚の種類及犯情に就て(第三)

中 村 襄

第五種 犯情惡意なき囚人

一此の種に屬する者は平素極めて寡少にして千人中十人乃至二十人内外にして其情左の如し

一年齡は二十才以上四十才以下のもの多し

一職業は新聞記者其他政事上に關するもの

一罪質は新聞條例政社集會條例出版條例撰學法等

の違犯又は官吏侮辱誹毀等とす

一犯由は國事政事又は黨派主義上の爭論に起因するもの

一刑名は重禁錮にして刑期は一二月乃至二三年に過ぎず

一世上に於ける生活及其性質教育等は犯由罪質職業等にて推知するを得べし

一獄中にありては概して行狀善良なれども中には學識なき壯士等は官吏を輕侮し又は之に抗言し法規を弄し命令を拒絕せんとするの傾向あり然れども處罰等を受くるに至るもの極めて稀なり

一此者等は兎角極惡の者に接近せん事を好むが如し蓋し惡奴等と眞に親み昵さんとするにあらず唯彼等の言ふ所語る所を聞き力めて獄内の事情を探り出監の後新聞紙又は言論等の材料に供せんとするに在り

工業は紙工糸繰工等概して輕易の役に服さしむるを通例とす

右種に屬する囚人の犯罪目的は政事、又は黨派上の爭論に出づる者なれば出監後慈惠的の救護を要せざるは勿論なり唯他の破廉恥罪囚と離隔し置くを以て足れりとす

主刑満期後別房留置となる者の種別

一別房留置人となる者に三種あり其の一は第二種より轉入するもの最多く其二は第三種より轉入するもの之れに次ぐ其の三は第四種より轉入するものは是なり而して此第四種より轉入するものは他の二種に比すれば極めて少數なりとす

第二種より轉入するもの即ち極惡ならざるものは全く世上に親屬の救ふべきものなく故舊の顧みるものなく且つ勞力を以て稼ぐとも自ら糊する能はざる者なれば監視満限后出房するも生活の途を得ざる間は直に犯罪して又入監然れども此の種に屬するものは元來意氣地なきものなれば惡奴等を懼れて之れに接せず又惡奴等も敢て顧みることなければ假令幾歳月在監するも又幾度出入するも惡事に上達し惡奴等の爲めに引取られ得ること誠に稀にして遂に獄内にて一生を畢るか又は出監後疾病等に罹ることなれば道路に仆れ養育院等に入りて僅かに生を畢はるを以て止むものとす

第三種より轉入するもの即ち犯情憐むべき者の別房留置となる原因は前者と異り中には親屬の

存するあるも之を隠蔽するの傾あり又は其親屬に引取られ苛虐の所遇に遭はんよりは寧ろ獄合に在るに如かずと思惟するに因る又其親屬等に引取らしめんとするも種々の事情を述べ之れを拒み若くは其地他府縣なるときは其引取を嫌忌するより旅費等を贈與せざるは勿論なり又は邊鄙の地方に在りては子弟が獄合に入りたる事を近隣者に知らる時は其飯來を厭忌するより或は交際を絶たれん事を恐るゝ又生活上一人にても増加する時は一層困難となるを憂ひ種々の口實を構へ之が引取を免かれんとするもの多し

第四種に屬する者即ち犯情原諒すべきものは大抵親屬等のあるのみならず多少資産を有するもの多きを以て別房に轉入するもの極めて少なし

別房留置人となる者は以上三種にして之に執らしむる役業は大抵工場の一隅に數十人を座せしめ世上の所謂婦女子の内職とするにも足らざる揚技削、若しくは鞋の芒捻り等を爲さしむるを通例とすれば或少數の外其工錢は一日大抵一錢

内外に過ぎず而して之れが衣食費は七八錢乃至十二三錢を要するに依り之れを扣除して其餘を本人に給すべき餘裕なきは勿論なれば主刑満期の際厘毛なきものは監視満期のときも依然厘毛あることなし左れば主刑は僅々二三ヶ月に過ぎざるも監視期限六七ヶ月間を空しく獄合内に拘禁せられざるを得ず尤も實際引取人なき者は餘義なき事ながら引取人ある者は其地に歸する僅かの旅費なき爲め數月間留置せらるゝ者又少なからず若し此等の者に對し主刑満限の際二十錢乃至四五圓の旅費金を給與するの途ありたらんには(監視費に慈善費の目あれど)又は名義のみにして事實之れ等の者を救助するに足らず(住地に歸着し正業に就き良民と爲り得べき者なるに其救済の方法不完全なるに依り此の者等をして雪たに社會に懼るべき害毒を遺す處の惡漢に化するのみならず遂に生を獄裡に畢はらしむるに至るなり之れ恰かも監獄にては良を不良に化成熟る爲め六七ヶ月間衣食を給與する者と云ふも敢て過言に非らざるを信す何んとなれば是等留置人が出房する時期暑中にして寒中拘

禁せられたるものなる時は身に襤褸の綿入を纏ひ煩くが如き炎天を徘徊するあり又暑中拘禁せられたるものにして寒中出房するものは單衣若しくは腰限半天甚しきに至りては破れたる白襯衣一枚に手拭一筋を携へ寒威凜冽肌を劈くが如き日は一の弊履をも穿つ能はず懷中厘錢の金なく一夜を宿するの親屬なく一食を乞ふの知人なく身衰耗顔色土の如き有様にて道傍に佇むもの尠ならず其の慘憺無狀なる譬ふるにもものなし而して世人途上に之を一瞥せば恐慌回避歩を譲らんとするものゝ如し況や之を雇ひ之を役せんとするものあるをや況んや之れを憐み之れを救恤せんとする者あるをや故に此の輩に出場を命ずるときは尙ほ留置せられんことを懇望して止まざるものあるは往々として少なからず然れども之れが請願を許容するの途なければ其旨を諭して強ひて門外に押し出たすに至るなり

彼等の在監中より出監するに至るの狀態ね以上の如し而して是れに對し改過遷善良民に復歸するを望む之れ等木に縁りて魚を求むるに異ならず何となれば人凍餓の辛酸を嘗め死に瀕するも嚴然として正義を

守る者は之れ仁人君子に非らざるよりは得て望むべからず況んや尋常人をや況んや一度罪囚となりたる者に對し仁人君子を求む嗚呼抑も亦難しと云ふべきのみ

主刑満期後別房に留置せらるる者にして再三再四出入する者の中其幾人は曾て満期の際引取人なく時衣なく又一錢の金なき者(第二種より轉入するものは除く)なりしに拘らず在監中は信書の贈答差入物件の頻繁となり其満期に近づけば引取人人数ありて出監の日には時期に適する衣類を携へ未明より門前に迎ひを受けるに至る者あり蓋し前後同一人物にして其狀の同じからざることを斯くの如くなるは抑も如何にと云ふに是れ他なし漸次悪奴等と親昵し惡業を練磨するに因り惡奴等に歡迎せらるるに外ならざるなり

別房留置人となるものは畢竟第二種第三種及第四種に屬するものにて其事情右に陳ぶる如くなれば其種類の者に就きて相當の救護を施すときは留置人となるもの殆ど稀なるに依り自然再犯者の減少を見るに至るなり

右種類の外刑法にては博奕、富籤、徵兵忌避、罪人藏

匿、過失殺傷罪、又は收賄等、規則にては鐵道略則、古物商條例、賣藥規則、印紙稅則、違犯等に處せらるるもの多々ありて一々枚舉する能はず雖も是等の罪は其犯情輕易にして且つ偶發的なれば再犯するに至る者稀なりとす、之を要するに以上の五種類は凡そ罪囚中如何なるものは改良し得るや又改良し得べからざるや又之れを改良するに就ては如何なる者は救護を要するや又之れを要せざるやの標準を別異したるものなり以下述べんとする處は惡事の傳播を防制するに就て其罪質犯數年齡等の關係を實踐に徴して其類例を序述せん

例へば罪人を藏匿せしものにて已に窃盜の受刑者にて而かも第一種に屬し且つ其の藏匿を受けたるものも亦之に類するものならんには共に第一種に加へ其の否らざるもの即ち先に處刑を受けたることなく又其庇保せられたる罪人も同質のものならんには之を第四種に加ふることとし又古物商條例違背の爲め罰金を科せられ上納する能はざる爲め換刑の處分を受けたるものにて常に惡奴等と繋連するか若しくは故買等にて已に處刑を受けたるものならんには之を第一種に其否らざるものは之を第四種に加ふる類

なり

監獄則の規定に基づき罪質犯數年齡等を別異するを以て惡事に慣れたるものか奸智詭計を誇り未熟の囚徒を汚染し若しくは強者の弱者を凌辱するが如き弊害は絶えてなき等なれども現今監獄の構造たる概して不完全(一房内に少なきも十人に下らず多きは百人以上置く如し)なるより正確の分類なし其弊害を充分防制すること能はず又此の弊害を防制する要旨即ち監獄則の規定も亦開闢なき能はざるものゝ如し抑も該規定に依れば單に刑名、罪名、犯數、年齡等を別異すべしとあるのみ然れども其事實は斯かる單純の方法を以て諸般弊害を防制するを得ざるなり即ち二三の例を挙げれば左の如し

一 窃盜三犯と稱するも所々の倉庫を破壊し數百圓若しくは之れに該當する物品を奪取し常に不義の贖金を極むるもの即ち第一種に屬するものあり

又同罪名同犯數にても半數本若しくは薪炭數個を窃取し幾かに饑渴を凌がんとするもの即ち第二種に屬するものあり

一 詐欺取財初犯と稱するも資性奸佞騙術に長し常

に高價の物品又は金圓を騙取するを以て常業と爲し居るも其手段の巧みなるより毎に法網を遁るゝもの偶々以て法律の間ふ所となるもの即ち第一種に屬するものあり

又同罪名同犯數にても商家等に雇はれ居りしもの一朝酒色に耽溺して其資に窮し雇主の金品を詐取若しくは持逃げ等するもの即ち第四種に屬するものあり

一 故買初犯と稱するも常に惡奴等と聯合し故買を以て常業とし巨利を貪るものにして偶々法の間ふ所となるもの即ち第一種に屬するものあり

又同罪名にても元來我國の弊風に船夫若しくは運搬夫等にして其積荷中より少々つゝ物品を抜き取るを以て之れを役得と云ひ自己及他人も深く怪しまざるより之れを抜き取りたる者其物品を賣らんとて或る者の所に持行くときは是を買ふもの其情を知るも敢て不正と認めず價格の少しく廉なるを喜びて之を購ひ自家の用に供するものも發覺する時は即故買犯を以て罰せらるゝ者等即ち第四種に屬するものあり

一 謀殺と稱するも常に博徒の首魁等となり良民

を苦しめ財貨を掠め其意を恣にせんが爲め若しくは人家に忍入り財貨を奪取するに際し家人等の支ふる所となり之を故殺せしもの即ち第一種に属するものあり

又同罪にても妻妾の姦所を認め若しくは嫉妬痴情等の爲め殺害に及ぶもの即ち第四種に属するものあり

以上は同罪名、同犯数なるも其犯情性質大に異なるものゝ例

一 數度處刑を受けたるもの族籍氏名を詐稱し初犯を以て罰せらるゝものあり

一 他盜を逃走せしもの其事實發覺せずして一の微罪の初犯を以て罰せらるゝものあり

一 舊刑法、其他賭博犯處分規則等にて數度入監せしもの現今の刑法に依り初犯として罰せらるゝものあり

一 數度輕罪の刑に處せられたるものも最後重罪の刑に該りたる時は矢張り初犯を以て罰せらるゝものあり

以上は法律上初犯者なるも其の實否らざるものゝ例一強盜を屢々犯したるもの其の罪發覺せずして僅

に遺失物、隱匿罪等にて罰せらるゝものあり
一 已に詐欺竊盜等を以て數度處刑を受けたるものも偶發的に属する毆打罪等にて罰せらるるものあり

一 強盜、竊盜、故買等の數罪を犯したるもの一の重き強盜にて罰せらるゝものあり

以上は法律の罰したる罪名と事實と異なるものゝ例右の外年齢に於ても刑餘人の子弟たるもの若しくは貧家に成長したるものと良家又は富人の子弟たるものと同年なるも決して同一視する能はざるは罪名犯數の區別に於けるが如く其名義の同一のみを標準とする時は所謂杓子定木にして更に其効なきものなり蓋し監獄則に於て罪質犯數年齢等を別異する事を規定せられたるは要するに惡事の傳播を防遏するの主意に出でたる事明かなれば之を施行する者多少法文に關照するも善く其意のある處に基き其目的を達する様爲さるべからざるは勿論なりと雖ども其無形上に立入り一々觀察を下し種別するの困難なるより事ろ外形上に照はるゝ所即ち裁判言渡書等に依りて之を區別するの易きに如かるより勢該規定は表面

に示す處の標準にのみ着意し其精神の在る處に依り實行せざる傾向なきを免れす是を以て該規定は所謂儀式的に属するの憾なき能はず依りて此別異法を改て専ら無形上を觀察し罪質犯數の如何に拘らず其犯罪成立の如何其の人たる世上に於ける職業生活性質行狀の良否等に基づきて區別することとせば假令ひ獄舎不完全なるも幾分の効を以ることを得べし況んや其完全なる獄舎なるをや

蓋し囚情は地方の風土人情に因りて多少異なるありと雖ども之れが局に該る者にして善く事實的の觀察を仔細に下だし施行するに於ては假令俄かに監獄をして監獄たるの全き効を收むる能はざるも庶幾くは彼等をして監獄を目するに隱居所視若くは教育所視若くは出稼場視せらるゝ事なく又世人をして監獄は盜賊の大學校なりと嘲評せらるゝ事を免かれん乎

●老鍊司獄官優遇の道を開

くべし(斯界拾有餘名の良候補者)

宮城集治監 福澤 勇太郎

讀者云ふ監獄は姥捨山なりと嗚呼太古信州の姥捨山未開民族が老朽用に堪へざる廢疾者を棄捨せし所なりと聞く讀者何を以て爾く妄評を下すか古昔行刑府の狀態は之を措き苟くも文明國の行政廳として然も改良主義に基づける刑罰を執行する悔悛政廳を以て姥捨山視するに到りては予輩其言の適せざる其觀察の及ばざる愚を笑はざるを得ずと雖又私かに斯界過去の事實を追想する毎に聊か省みて疾しき所なきにあらざるなるなり請ふ予輩をして少しく其所感を述べしめよ

維新以來我政府は刑罰主義の改良に伴ひ斯界行政の方針を整革し大に刷新を行へり唯に主義方針を革めたるに止まらず是れが實行を期し其目的を達せんが爲め特に師を異邦に招き大に實務官の素養を事とせられたり隨て其成績の今日に於て見るべきもの又頗る少しとせず當時斯業の振々たる予輩をして轉た斯業前途の多望を豫想せしめたりしも好時磨し易く一朝斯界顧問せ師が惜しむべき才能を持して空しく昇天し練習所の閉鎖さるゝや斯界頓に其活氣を失ひ既往數年の如き斯業は殆んど昏睡の中に葬られ殊に過去丁酉の如き催進的法規の發せらるゝと瀕々たるに

似ず獄政は依然沈滞場裏にあり恰かも藪中の蛆の如く蠕々たる消息はれなきにあらざるも又何等の活動を見ざるなり況んや侃々諤々たる内外行政整理の議若しくは改正條約實施の期目前に迫來し外人を我法權に服せしむるの機運に際會せし等又何の感ずる餘裕があらんさなきだに我刑人を磨懲するの目的を以て制定せる獄則により彼れ異邦刑人を一律に遇する能はざるの事例如今開港地監獄に屢々其事例を見るにあらずや廣く内外の獄制を參酌して新制度を發するの機業に既に熟せしも既往の現象如斯將來果して如何

若し夫れ同一事實の下には同一結果を來すてふ言をして眞理ならしめば我邦既往監獄の狀況により將來の趨傾を卜測する決して難きとにあらざるなり嗟乎誰れか能く頽瀾を既倒に回す者ぞ落莫たるの現狀機運熟せる今日に於て之を決せずんば遂に其機なけん沈滞不振を挽回するの策要は斯官紀を振肅する原動力たる斯官吏の素養をなし又斯界老練司獄官厚遇の途を開くにあり如何に精良なる蒸氣機械存するも能く之れを運轉する人材なくんば遂に何の用かある設令適任運轉手あるも之れを厚遇し其職に安んずるの

餘裕を與へずんば恆に誰れが其職に居らん善政美法素と適任の人によらずんば更に其良成績を見るべきものにあらざる當局者にして諸般の企圖に優先し斯界人物養成及優待の途を圖らずんば監獄改良の事又言はんのみ事業は遂に廢業破壞に了はらん偏重偏輕不具的改良を見ん外觀の修飾に止め簿冊の偽整を事とせん苟且偷安姑息是れ事とするに至らんは蓋し自然の數其極斯界の道義溷濁時に賄賂公行時に同僚相欺き輕佻浮薄權詐是れ事とするに至りて治獄刷新の事又見るべからざるとなきを保せざるなり之に反し人材素養を勉めんか穴探的復告により催進的法規を出さるも獄費をして國庫支辨たらしめざるも到る所の各監獄自ら改良の美果をなし又自ら善良なる模範監獄たらん般鑑遠からず近く現に國庫支辨たる各集治監に見ずや監獄改良とは徒らに形式的の美を稱するにあらずして理想的善美にあるを想は

ゞ識者須からく考一考すべきなり

眞摯熱誠所謂大和魂を以て其公務を執るの士之を遇するの道を開き始めて其人の績出を見るべきなり所謂吭を扼し背を搏つ愚者にあらずんば誰か甘受せん當局者已でに觀るあり前きには高等司獄官昇進の道

を開き後には下等司獄官に榮進の途を與ふ當局者の明感歎の外なしと雖斯界刷進の金科玉條とも云つべき斯る美法は既往に於て如何に實行されしや否やを思へば吾人實に撫然自失せざるを得ざるなり各府縣典獄の缺員ある書記看守長より榮轉せしもの幾何ぞ書記看守長の欠員ある看守考査規程により昇進せしもの幾何ぞ皆て司獄官練習所科目を了へしものにして適當の位置を有するもの果して何人かある若し苟くも斯業に忠誠なる人ならんば斗屑猶ほ及ばざる郡長警部區書記等より人撰拔擢する大可なりと雖又大に斯界老練家中より撰擇榮進せしめざれば實に邦家の大不利益たるべきなり予輩斯點に於て常に登門杜絕懸に伏して驥尾を伸はす能はざる士あるの感を有するのみならず甚しきに到りては之れを遇するの道に苦しみ霹靂一聲非職の恩命を蒙りしものあるを視る常想あるもの思ひ一度茲に至らば誰れか寒心せざらん戰々惴々たらざらんと欲するも遂に得べからざる可し予輩嘗て半面識の榮なしと雖も三池集治監田宮房三郎、宮城集治監鈴木匡曹渡邊功、北海道集治監野崎宏松山爲治高橋吉明、警視廳秋山平八郎、埼玉縣松隈健次北海道古野嵩央川口雄郎、兵庫縣杉

野喜祐廣島縣大谷唯一大分縣佐藤元次郎諸氏の如き蓋し斯界の明星にして其の閱歷上よりするも他日一方に牛耳を握らしめ優かに其職責を全うするの能力あるべきを知る幸ひ諸士獄事改良に淋漓たる熱心溢ふるゝが如き同情を有し眞摯至誠徒らに功名利達を事とせず如今多望なる斯業に従事する願ふに諸士は斯業に其身命を犠牲たらしむる美心あらん爾今若し好機あらば予輩は當局者に對し諸氏を歡迎せんことを切望せざるを得ず嗚呼獄政の振はざる久矣之れを刷新する須く大手腕家に依らざるべからず大手腕家又須らく實務老練家に待つあるを要す又須く人材の素養を怠るべからざるなり予輩前きに小河監獄事務官の國命を帯び萬國監獄會議に臨まるゝや其歸朝を待ち監獄課を擴張して獨立の局たらしめ同官に其局の牛耳を執らしめ又法科大學に監獄學を入れ氏をして講座の任に當らしめて國法學者に斯學の思想を注入し又中央に司獄官練習所を再設せられんことを監獄協會雜誌上に掲言せしとありしに機運未だ同人社會をして満足せしむるの時に至らず跳躍龍を挑むの大手腕家及老練家諸賢又何れの時にか得意の時代來るべきぞ噫矣

雜誌

●教育の普及と犯罪人

刑法を改正し犯人處罰の理法を研究し以て犯罪の續出を禁遏せんとするは誠に然る可き次第なれども監獄事業實際上の經驗に照す時は其効力薄弱なるのみならず場合に依りては却て増殖助長する事なしとせず唯尤も其効力の完全なるは諸般社會事業の協力に在るなり此方面に於ては宗教の力頗る大なるものありといへども就中教育事業の如きは犯罪の消長と密接なる關係を有する者にして統計學者エンゲル氏の如きは教育の普及を以て犯罪防遏に對し刑罰に勝るの效果あるものと斷言せり今我國現在の入監者に就て見るも二三例外を除くの外は一般に目に一丁字なく其幼時に於て家庭教育及び學校教育を關ける者に限ると斷言するも敢て過言に非ず故に今日に於ては之を明治の初年に比すれば或は犯罪者の數を増加するあるも是只警察權の膨脹を來したると裁判の明確なるが爲め犯人の其跡を暗さす能はずしてそれぐ就縛せらるゝが爲のみ犯罪人の實數は明治の初年に

某司獄官の談

●典獄諸君に望む

熱望生

我大日本帝國は既に文明國の仲間に入り今や條約改正全く成りたるを以て曾て汚辱を被りたる治外法權も改正條約實施の期より全く其跡を絶ち、我法權の下に毛唐人を收配するに至る豈愉快ならずや併しながら改正條約實施に就ては民法及商法殘部の改正を條件とせり故に此法典の改正案は多分今回の帝國議會に提出せらるべし尙刑法の改正案も既に脱稿を告げ面も完全なるものを作らんと欲して之を世に公けにし汎く意見を徵せらるゝものゝ如し去れば此際監獄則を改正し又外國人取扱向をも調査し大に治獄の改善を圖らざるべからず或る外國新聞の如きは近頃頻に我監獄の惡評を加へ甚しきに至ては捏造説を唱へ日本の監獄に外國人を拘禁するは不可なりと極論す蓋し其深意は監獄の不完全なることを口實として改正條約の延期を謀らんと欲するものゝ如し豈恐れざるべけんや否斯る淺慮の謀は恐るゝに足らずとするも我獄制改良の必要に迫りたるは實に歡ふべからざるものなりとす故に國家的の事業とし

對比すれば必ず減少したらんと思はる抑々刑罰は未なり教育は本なり其本にして整備せず只其未なる刑罰にのみ重きを置くは過ちなり今試に世界に於て教育の尤も能く普及せりと稱せらるゝ普國監獄に於ける最近調査に依れば入監中完全の教育を受けたるものは百分の九にして普通の教育あるもの百分の十七又不充分ながらも多少の教育あるもの百分の四十一に居り其他無教育者百分の三十三に該當する割合にして所謂教育の不充分なるものとは無教育者と同一視することを得るものとすれば百分の七十四までは教育の恩恵に浴せざるものなり以上一般教育普及の完全なる國に於ても此の如し況んや新式普通教育法なるものゝ行はる日猶淺き日本に於てをや犯人の多數の無教育者なる事は理論に於ても實際に於ても明かなりされば犯罪防遏の最良手段は教育の普及を謀るに在りて徒に法文の末葉等に汲々たるは甚だ感服する能はざるなり故に國家經營の上に於て教育の普及は之が幹根たることを忘れずして文部省に於て大に教育普及策を講ぜざる可からず宜く大英斷を以て授業料を全廢し他の方法に依りて之が維持改良を計り以て教育界の刷新を圖ることを目下の急務なりとは

て官民學て之が改良を遂行するの覺悟なかるべからす然るに慨して世人の此事業に冷淡なるは甚だ遺憾なれども其筋に於ては此際典獄諸君を召集して以て諮問會を開き大に治獄の改善を圖らるゝと云ふ果して然らば實際其局に當らるゝ諸君に於ては豫て實地に就て研究せられたる學理と經驗とに因り十分なる改良の意見を開陳し尙進て監獄則其他獄務に關する法令の改正又は外國人取扱上の意見を其筋に建議し第二の維新たる改正條約實施の曉を期し治獄の大改良を行ふは當さに諸君の盡さるべき大任務なるべし余は國家の爲め典獄諸君に向て之が希望を陳べ尙機を見て世に訴んと欲す請ふ賢明なる典獄諸君我輩の希望を空ふする勿れ

●囚人食菜及購求食物に就て

三池 圓 佛 生

社會の安寧を害し秩序を紊し道義を蹂躪したる彼等が行爲固より惡むべしと雖ども所謂其人に至りては即ち懲然なるものなり彼等如何に奸惡なりと雖ども如何に無道なりと雖ども之れを遇するに道を以てし其宜しきを得ば時に或は良心の發動悔悟の念生せざるとあらんや然ば即ち無賴の惡漢と雖ども其身体の

營養を助け性命を保全して以て良民に復歸せしむるは監獄官吏の主眼なると予輩の喋々を俟ずして瞭々乎たり然るに廿七八年戦役後の結果として物價非常に暴騰し豫算定額内に於て處辨すべき經常費就中囚人賄費に於て大困難を感じつゝあるは世人の普く認識する處たるを信ず而して囚人の食料一人一日一錢以下にて調理す可きに於ては困難中の困難なる者なり若し養生必要上幾分の營養的食物を給與せんと欲するも從來の價格に五割の暴騰と假定せば給與の食物は之れと逆比例をなし即ち從來の三分の一を減すべき割合にして隨て身体の營養も亦三分の一を減却すべき理なり自由を禁束せられし彼等囚人は起居動作一も二も規律の下に制せられ夜は鐵窓の下に呻吟して或る時は故郷の父母妻子兄弟を思ひ或る時は自己の爲せし罪業を追懷し過ぎし方を案じて日頃惡漢の胸中唯善心を以て充填せらるゝ時ある可く晝は作業に饑餓として監守者の炯眼に射られ目する者耳する者悉く悚然たらしむるのみ而して塵芥たる心意の爽快を感じる者あらず只彼等が快樂とする者は獨り食物あるのみ彼れを見是れを思はゞ情ある者誰か慇然たらざる者あらんや況んや職を監獄に奉する

者に於てをや然るに彼等唯一の快物即ち食物は物價騰貴に驅馳せられ二三年前に比し其量三分の一を減せり從て彼等が心意を快ならしむるも亦三分の一を減少せり此の如く營養の三分の一と快樂の三分の一とを減じ而して終始一貫嚴正なる紀律の下に制を受ける者の元氣減却を必するや理の當に然るべき所なりと信ず元氣乏しければ即ち感能力の衰微を來たし遂に遷善感化の氣力をして么微ならしむるに至るべし是れ豈に文明者流の遇囚法ならんや宜しく一考を喫すべきなり予輩切望す一人一日の菜料を一錢五厘以下とし併せて施行細則第六十三條食物購求額一回金三錢を越くべからずとあるを一回金五錢以下とし以て益々作業を獎勵し勞して食むの原理を覺らしめ營養的食物を購ひ身体の健康を保持し改悛の元氣をして發揮せしめんとを

すと謂はん然ども當局者に於て其範圍内にて物價に應じ其量と其價格とを區分し其役業等に因り斟酌支給する事とせば敢て不可なかるべし若し前述の如く菜料を増す事とせば隨て豫算額の増加を爲さざる可からず就ては當局者夫れ宜しく其筋に向て陳する所あり盡す所あり以て増加せしめて可ならんか聊か意見を述べ以て識者の參考に供す

●所感雜俎

在滋賀 井上 徽州

●條件附懲罰法

當今條件附裁判法を説くもの頻々輩出せりと雖ども未だ曾て條件附懲罰法を説くものあるを聞かず而して余は該懲罰法の効驗著大なるべきを信するものなり何んとなれば如何に常に獄則教令を遵守すべき責ある渠れ囚輩と雖も時に過失なきを保せず然るを用捨なく懲罰に附せん乎其結果當に効益なきのみならず却て渠等の激昂を招き且渠等は密かに官吏の無智を嗤笑せん果して然らば何れの日か行刑の目的を達するを得んや故に違令犯行ありしにより囚輩を罰せんとするときは克く其成立の状況と犯人平素行狀とを査覈し而して素行修り且つ犯則の状況憐誼すべき

ものに限り一ヶ月乃至二ヶ月の猶豫を與へ而して其期間内に謹慎の實の顯はれしものには前に言渡せし懲罰を赦免し倘し是れに反して其期間再び違令犯行の實ありし者には一層の重罰を科し且前罰と共に執行せば如何に頑冥無智の輩と雖も己が行爲の非なるを覺ると同時に間然する所なき公明の處置に悦服せん於是乎初めて小は以て懲罰の目的を達するを得大は以て行刑の旨義に協ふを得せしむるものと云ふべきなり

●價食非價食取調方法

在監人の食費を價ふや否やを取調ふるは儘かに必要事項の一に屬す然るに各府縣其方法の揆を同うし居らざるは吾人の遺憾とする所なり而して茲に某々二縣の取扱方法を摘記せんに甲縣に於ては囚人一ヶ月中食量を異にせる數種の役業を爲せしときは中に就き最も多額の食量を一ヶ月に平均し以て其價否を取調べ乙縣に於ては斯の如き場合には食量の多寡に應じ別個に計算し而して數種を合せ以て價否如何を取調ふるの方法と爲し居れり而して吾人は乙縣の方法を以て正理に協ふものと信するなり果して然らば其然らざる府縣は自今乙縣の方法に倣はれんことを希

望に堪へざるなり

●別房留置人の役業に就て

別房留置人に工錢給與の制なし否制なきにあらずと雖も其制たるや渠等が工錢中より渠等の食費を控除し工錢にして尙し殘餘を生せし場合に限り其剩餘金のみ給與すとの制なるを以て工錢を給與せらるる者極めて罕れなり蓋し其罕れなる所以は吾人本論を草し當局諸士の一考を煩はす所以の存する所なり何となれば吾人曾て聞く別房留置人を目して厄介物とし取扱上冷淡なるは各府縣殆んど然らざるはなしと果して然らば吾人大に其不可を難せずんばあらずるなり夫れ別房留置人たるや倚るに親族故舊の扶くるものなく歸るに一金の蓄へだになき實に可憐の同胞なるにあらずやされば當局者たるものは大に此の邊に注意し可成工錢多き役業を擇びて是れに科多少の金錢を得せしめて一日も早く出獄するの計を爲さしむるは當に爲すべきの職責なりと信ず況んや此事たるや一季兩得の策なるに於てをや

●更に判任官俸級令を論ず

錄々生

普通判任官の俸給は一級乃至十級に別ちあるを以て

初任者には必ず最下級俸を與ふべきものなる乎否決して然らず若し現行法の如く制限を加へたるものなしとせば其人物の如何に依り或は五級俸を給し或は四級以上一級俸を給するも聊か支なし是れ従前行はれたる所の規則なりとす無制限なる時代に在ては種々なる弊害を生じたるを以て初任の者には七級俸以下を給するととなれり尤も大學卒業生に對しては四級俸迄を給するを得との取除けありし然らば一旦叙任の上増俸するときは如何此場合は三箇に別て論ぜざるべからず

第一 七級俸以上を給せられたる者は其級の在職一年以上に至れば増給するを得と雖も必ず一級づゝ進めざるべからず

第二 八級俸を給せられたる者は何時にても増給するを得と雖も七級俸以上を給するを得ず

第三 九級俸以下を給せられたる者は何時にても七級俸迄は之を給するを得

其理由は俸給令第三條明文を以て之が説明を爲すに十分なりと思ふす則ち同條の規定に依れば判任官は毎級在職一年以上に至らざれば増給するを得ずと雖も八級俸以下の者は此限にあらずとの但書あるを

以て毎級在職一年以上を要するも其七級俸以上の者に對すると明白なり而して毎級在職云々であるに因り同時に二級以上進むるを得ざるも亦明かなり然らば則ち第一の點に付ては別段説明を要せざるべし第二は但書に依り何時にても増給するを得るも前記の如く七級俸以上の者に對しては毎級云々の明文あるを以て七級俸を給し得らるゝのみにて其以上の俸給を與ふるを得ず然りと雖も第三の點に付ては之が制限なきに因り何時にても七級俸迄は増給するを得べし此點に付ては反對論者なきにあらず併しながら但書の意義を解する能力あるものは恐らく反對論者の如く誤解に陥るとなるべし其但書には八級俸以下の者は此の限にあらずとあり則ち第三條の取除けを設けたるものなりとす然らば則ち八級俸以下の者に對しては本條の制限なきと火を賭るよりも尙明かなり更に本條を解剖せば判任官七級俸以上は一級づゝ進めざるべからず(毎級云々の明文あるを以て)尙其級の在職一年以上に至らざれば増給するを得すと二つの制限を加へたると明なり然れども八級俸以下の者に對しては但書を以て之が制限を除かれたり既に制限を除かれたる上は毎級則ち一級

づゝ進むると其級の在職一年以上此の二つの條件とも取除かれたると疑ひなし然るに反對論者に於ては九級俸若し十級俸の者に對し直に七級俸を給するを得すと主張す其理由は判然せずと雖も但書の意味は在職一年以上云々の點に付てのみ例外を設けられたりと云ふものゝ如し此理由は例へば十吉は時計と磁石とを失ひたりと雖も七兵衛が時計と磁石とを所持するに因り十吉も猶時計丈けは所持し居ると云ふに等しき曲解にて少しもロツクに合はざるなり其例外は嚴格に解釋せざるべからざるは余も亦之を知る然れども俸給令第三條の如き文言の明瞭なるものに對し解釋を名として更に制限を付せんとするは解釋の範圍を脱したるものと謂はざるを得ず又反對論者は昇級と云ふ文字に拘泥し必ず各級の順序を踏で行かざるを得ざるものゝ如く論するも該條には昇級と記せずして増給云々と記しあり其一級づゝ進めざるを得ざるは一級より十級迄の區別あるが爲めにあらずして只第三條に毎級云々の制限あるに依る故に同條の設けなしとせば十級俸の者に對し増給を行ふに方り假令七級俸を與ふる決して不當にあらずるなり余は前段に説明する如く八級俸以下の者に對

しては監獄中第三條の制限を絶對的に認めざるなり其七級俸以上に進め増給を爲すことを得ざるは只七級俸以上の者に對して同條の制限あるが故なり要するに但書の趣意は初任の者に七級俸迄を給するに因り之と同一の權衡を保たしめんと欲し八級俸以下の者に對しては何等の制限をも加へず増給することを得せしむるものと信す因て茲に再論して以て前回の補遺となし併せて洋々散士の駁論に對する反駁に換ふ

●監獄に於ける幼年教育

イ 弗 母

今の監獄は幼年を教授するの方針にして彼れ無一丁字者に文字を記憶なさしむに止む而して徳義の涵養に就ては何れの方面より温めつつあるか此れ益々幼年者に再犯以上を見るの一大原由たらすんばあらず國家が如此無告の民を導は正に相當の分たるは言を俟たず司獄者が如此あざけなき孤兒に對しては殊に一滴の熱涙ならざるべからず然るに全國獄裏の幼年教授場は如何なる有様なる或は所謂教誨場の一隅に臨時僉末なる横に長さ板に足を附したるまでの机を并べ眞黒き草紙、古き破れたる箱、兎惡極まるボード、概しての設備如此教授のみの場とするも不可

なり況や教育場と言ふを得んや、教育に付ては曾て聞きたるとなきの老朽者但此老朽者を採用しあるは大進歩の監獄にある也其他は教誨師の或る時間を割き教授す此れ無告の孤兒を慰み以て彼れが良心を發起せしめ平等の人權内に悠遊なさしめんと欲するの國家義務が爲すべき事たらずと信す

夫れ盤根錯節を斷するに二層の利器を要すは必然の理たり未丁年にして國法を破るが如きは實に心性上の錯節、無感化的盤根、是の輩に向て徒に文字の智慧を與ふ抑盜に糧を齎すの所以に歸せん豈恐るべからずや故に彼れ等に對しては徳性の育養を期せざるべからず徳性を育養せんとせば首として教育者其の人を撰はざるべからず教育者を撰ばんとす此れが待遇及び俸給を豊にせざれば來る者有るとなし困難なる事世間數多きも監獄幼年教育程至難なる有るなし掃掃薄給に甘するの弱輩は決て其任に非ず速に師範校卒業以上にて三年以上實地教育にありし者より撰び取るは全國何れの監獄に見るを得るか

よりなすに換ふるに急なり押丁等か寛嚴交々偏して時々刻々に心性を擾亂するは選善の途に向ひ導くの有善たらんのみ固に警護者は兒童が家庭なり豈忽にすべきの理あらんや一、兒童が通有性を知りて彼れが嚴父たるべきと二、善行中に惡を察し惡行中に善を認め事々鍼戒に怠らざると三、警服彼の再犯以上者が隱暗の所の言行に及ぼすべきと又聊か不完全ながらも教育の端に備はれん而已

社會は未だ教誨事業にすら輕重の分を知らざるの幼稚監獄兒童の教養を視るの眼に乏し宜しく職に獄に在るの有志士より奮て事に事に従はざるべからず

●小河氏の所謂堪能なる司獄官の意味を誤解する勿れ

横濱浪人

小河氏曾て謂へる事あり司獄官は永く監獄に奉職し堪能老練の士を得るにあらざれば眞正に監獄の改良を爲す不能と嗚呼此堪能老練の士とは果して何物を指すか無學文盲にても老朽的腐敗の人物乃至は記姓名の人物にても永く監獄に奉職さへすれば善しと解する事を得べきや浪人常に曲解の癖ありと雖ども爾か解する事能はず要するに小河氏の所謂堪能老練の

士と稱する者必ずや學あり才あり爾かも監獄事業を以て献身的事業とし盡瘁努力するものゝ謂ひならんか徒に監獄部内に於てこそ多少の用を爲すも監獄以外に於ては無用の長物として排斥せらるゝが如き廢物を指示するの意には勿るべし嗚呼今や監獄改良の趨勢は是等廢物的人種を置くの餘地なし職に監獄の者に在るもの濫に婦人の仁に學び區々たる情實に拘泥し根本的吏員改良の斷行に躊躇するが如き事あらんか何れの秋乎監獄に眞の人才を網羅し改良の歩武を進むるを得べきや彼の〇〇飯りの浮萍的人物を新に登用し重き俸祿を給し或は監獄創業の當時より監獄に奉職し只だ愛憎偏頗の行爲を以て自己の安全を圖らんとするが如きもの乃至は自己姓名だに記し不能る所謂浪人の記姓名の人物と稱するが如きものは此際斷々乎として監獄社會以外に放逐し吏員登用上新陳代謝の良法を採用すべきは監獄に眞の人才を網羅し監獄改良の歩武を進むるの一奇策にあらずや若し夫れ監獄當局有司にして浪人の言を突飛なりとし反省願慮する勿らんか監獄の腐敗極點に達し亦救正すべからざるに至るやも保すべからず嗚呼小河氏の所謂堪能なる司獄官の意味を誤解せざるもの天下夫

れ幾人歟ある

監獄局に監獄法令の

編纂を望む

在東京 洋々散士

監獄に關する法令を編纂したるもの、明治二十九年
警察保局監獄法に於て、監獄法令類纂と稱し世に公
にしたるものあれども右は二十八年迄に止れり、其
の他民間に於て出版したる監獄法令の編纂したるも
のなきにしもあらざれども、最近の出版に係るもの
なし、抑も司獄官吏が適正に囚人の刑罰執行を爲さ
んと欲せば、須らく監獄法令を知らざるを必要とす、
而して官報其の他法令全書等のあるありと雖ども、
是等は浩瀚にして之を搜索する一々其の煩に堪へざ
るなり、殊に伺指令の如きは官報に無之に於てをや、
依て散士は之が編纂を監獄局に望むものなり、而し
て現今監獄局に於ては事務膨脹百事多端、然るに今
此の冀望を爲すは實に難きを人に強ゆるの嫌なき
能はざるなり、然れども如何せん民間に於ては到底
之が編纂を爲さんとするも其の材料を得るに乏しき
を以て、假令編纂するも不完全たる事を免れず、依
て散士は冀望す監獄局に於て一二屬官に命じ他より

も之を補助し以て現今に至る迄の監獄諸法令を編纂
せらるゝことあらんことを、然れども之が印刷費用
無之に於ては、監獄局編纂として他の書肆をして出
版せしめらるゝも可ならん、

譯

譯

「ジューケン」行刑學(第二回)

中世の刑罰—死刑の執行 松尾 音次郎稿

吾人の祖先が採用したる重なる刑罰は、短にして
鋭なり、てふ解明を附せられたる種類のものなりき。
即ち其刑の及ぼす効力に到つては、随分長期に持續
するものありと雖ども、其刑苦の期限に到つては、
即ち短縮にして而かも鋭峻なるものなりしなり。羅
馬人が嘗つて我英國を支配したる當時に輸入し、
且記念として遺したる刑法は、その之れに次ぎて羅
馬國に起りしものに比して、嚴正に和するに仁慈を
以てせるの點に於て大いに優れり。但し奴隸と。巫
術者と。弑親者とに加へたる極刑は、例外と知るべ
し。蓋し當時にあつてすら、彼等の刑法は、既に人

道に適ふ底の程度に達し。且最近十九世紀に入て
後すらも。尙久しく修正を加へざりし程の整備を有
し居たればなり。地方未決監に於てすら。被告人は。
決して強迫的の取扱を受しめられず。又女子と。男子
とを。同監に拘置せしむるが如きとあらざりき。被告
人は一ヶ月以内に。必ず審問を受けしめられ。若し
延期せざるを得ざる場合に於ても。決して一ヶ年を
越ゆることを許さず。かの十二銅表の法文に徴するも。
大体。羅馬時代の刑罰は。死刑。罰金。笞刑。追放
を以て成立し居たり。重大の犯罪なればとて。必ず
しも死を以て罰せず。或は自由民たるの資格を褫奪
して。奴隸に落し。或は市民たるの特權を褫奪し。
或は強制的に探礦役に服せしめ。或は手磨役に服せ
しめ。又は流刑に處する等の事ありしなり。
コンスタンチン帝(紀元二百七十四年に生れ同三百
三十七年に死す)治世の下に。最も人道に通じ。正
理に合せる刑罰の主義は行なはれ裁判官の行爲の如
き最も善く監督せられたり。奴隸を刑するに。小
杖を以てするも。大杖をものとするをゆるさず。自
由の喪失をふくめる探礦役。若しくは此種の苦役に
服すべき已決囚も。額上に烙印(罪名を)するが如き

ことを許さずして。只彼が身体の他の部分に之をな
したり。鋭利なる刃物。若しくは拷問。饑餓。毀損
(身体の或部分を毀傷損害することなり。以下之れに
效ふ)擠壓。(高さ斷崖よりつき落すことなり)毒藥
等によりて。生命に關はる底の大苦痛を加ふる刑罰
は禁せられたり「如何となれば。此等は無慈悲。非道
なる野蠻人の行ふ殘虐なればなり」と。帝自から云
へりしことあり。其後。北方夷狄人の侵寇を蒙むる
に到り。羅馬の秩序。文明の勢力。漸次衰頹するに
從ひ。一大變相は。其政治の方針上に來らせられた
り。死刑。罰金。笞刑の外に。毀損刑は。普通の刑罰
となれ。即ち罪人は。其額上に烙印せられ。手を
斷られ。足を切られ。又は舌を抜き取られたり。而
してダニシ人侵寇の後。尙一層慘酷なる毀損刑の
執行せらるゝ事となれり。大略に對しては。眼球を
抜き出し鼻。耳。上唇を切り取り。頭頂の皮を剥ぎ取
る等。女子の奴隸にして竊盜を犯したるものは。生
きながら火刑に處せられ。男子なる時は。生きなが
ら全身の皮を剥がれたり。
羅馬教會。全盛の時代に於ては。其配下の僧侶をし
て。凡俗の法廷より刑罰を受くる事を免せしめたり。

隨つて死刑を受ける事より免せしめたり。加之。富者は。罰金を拂つて其刑罰を償ふことを得たりき。而して富者の生命。及び財産は。貧者の生命。財産よりは。更に鄭重に保護されたり。そは富者の生命財産を侵せる者は。貧者のを侵せるものより。一層重き刑に處せられたればなり。奴隸は些小なる犯罪に對しても。たやすく死刑。若くは毀損刑の刑を宣告されたり。

余が其書中より貴重なる智識を得たるサー、シエー・ムスチブンの著書。「刑法の歴史」と題する書には古今の刑罰に關して。明快なる記事を登載せり。嘗て死刑は。習慣法に由りて。小竊盜。小毆打罪を除くの外は。總ての重罪犯に對して加へられたる刑罰なりしなり。然るに「僧侶の恩典」とて。凡ての僧職は。われ自ら之を審判すべしとの。羅馬教會の主張は。其餘繁。多くの重罪犯として死刑を免せしむるに到れり。そは最初は此恩典。單に僧職の者のみに限られしと雖ども。後には往々一般の凡俗間にも及びたればなり。併し此特典は。チユドル家諸帝の治世(千四百八十二年より千六百〇三年まで)間。及び十八世紀に以て。漸次其範圍を減少せらるゝ事とな

り。ジョージ四世(千七百六十二年に生れ千八百三十一年に死す)の治世に到つて全然廢棄されたり。尤も此特典の行はれし時代に於ても。只初犯者に對してのみ適用されしなり。而して初犯者たるや否やは。殺人犯はM。竊盜犯はTてふ文字を烙印するによりて識別せしめたり。

中世時代に於ては。死刑の外に。笞刑。烙印。毀損。曝肆。四肢切斷の体刑を加ふるを普通とせり。千七百七十二年までは。犯罪を白狀せざる者を。地上に引据ゑ。重量を其上に置きて。白狀に及ぶか。但しは死に到るまで苦しましめたり。千七百七十二年よりは。此種の犯罪者は。法律上有罪と認めて處遇する事となりしが。千八百二十八年に到つて。彼等を以て「犯罪せず」と主張するものとして處遇し。且審問すべき様。法律上に修正を加へたり。

さて初犯者に罪名を烙印するに。ウヰリアム帝(千六百五十年に生れ。千七百〇二年に死せり)の時代までは。身体中。餘り人目に觸れざる所を摸みたりしに。同帝の治世に於て。最も人目に觸れ易き。左の頬上。鼻に近き所に烙印する事となしたり。無職の浮浪漢には。Yの字を。怠惰にして正業に服せざ

る者には。Yの字を烙印したり。教會に於て喧嘩したるものは。其兩耳を切取り。格闘に及びしものは。Yの字を烙印し。時としは右耳の軟骨に。直徑一寸の穴を開けたり。然りと雖も。大体。毀損刑は。十六世紀の終りつかたには。殆んど廢棄され。たゞ耳を切取ること而已尙存せり。而して犯罪は。多く流刑。重懲役を以て罰すべき法文の在りしに關はらず。習慣的の不文律は。罰金。監禁。笞刑を以て之等に代へたり。笞刑は小竊盜犯。及び女子の犯罪者に加へられたり。女子は。大概。人目に觸れざる所にて鞭打されしも。十八世紀の末期までは。亦間々公開の地にて打たるゝ事を免れざりき。男子の笞刑に到つては。固より公然の場所にて執行され。時としては。市府の門。繁華の市場等に於てなされたり。爾來我英國にては。國法を以て笞刑を廢棄したることなしと雖ども。今日の實際上。國法を以て特に規定したる場合の外決して此刑を適用することなし。

死刑の執行法は。各國とも。往々非常の殘酷。慘虐に陥りし事あるも。要するに其時代の推移と共に。種々の變遷を経過したり。英國に於ては。死罪は。

絞刑。火刑。及び笞刑によりて執行されしが。

管ヘンリール帝(千四百九十一年に生れ。千五百四十七年に死す)在位中の數年間のみ。毒殺犯を罰するに。熱湯刑を以てするを合法となせり。火刑は。宗教上の異端者。奴僕にして其主を殺したるもの等に加ふる刑罰なりき。而して千七百八十八年。女子にして貨幣を贖造せしものを火刑に處したり。千七百九十年に到るまでは。火刑に代ふるに絞刑を以てする事なかりしも。其後に到りて。火刑に處する前には。絞殺し置くを常となせり。

吾人の先祖が。如何に容易く絞刑の適用をなしたるやは。今日の吾人をして。殆んど其思想に苦ましむる程なり。サー、ジェームス、スチ、ウンの書中に。千五百九十年に於て。エキセテル州のみにて。三百八十七人の被告人中より。七十四人の絞罪者を出したる旨を記せり。氏之れに附記して曰く。若し英國内の四十州が。毎州。一年毎に平均二十人の絞罪者を出すとするも。尙一年間に八百人の者を出さざるを得ざる割合なりと。而して當時英國の全人口は。實に五百万人以下にありしなり。千七百五十年。犯罪の増加は。英國民の一恐慌を惹

き起したり。そは倫敦市のみにても。該年間に絞刑に處せられしもの六十三人に及びたればなり。而かも當時の倫敦は。今日の如き盛大なるものにては。萬々あらざりしなり。而して國會の之れに對する處置は。只死罪に當つべき罪名を増加するの外。何んたる犯罪豫防法をも講ずる能はざりしなり。千七百八十三年。九月。フールド。ペリーに於て。五十八人のもの絞刑に處せられ。其年の十二月に。又二十四人のもの。同刑に處せられたり。千七百八十五年三月。キングストンに於て二十一人の死刑宣告せし。九人の死刑執行を受けたるものありき。而しグロシエスターに於て十六人の死刑宣告と。九人の死刑執行を受けたしものあり。ウライウィックと。サリスベリーに於て。各々七人づゝの死刑執行を受けし者あり。而してシェリウスベリーに於て同じく五人ありたれば。總計。英蘭土のみにても。二百四十二人の者は。死刑の宣告を受け。其百〇三人は。該刑の執行を受けた。此の如く死刑を執行するの夥多なるにも關はらず。死罪を犯すものは益々増加したり。千八百十六年議員タランセンドが。國會の或委員會席上に於て説明したる語によれば。千七百八十一年

より。千七百八十六年までの間に。彼が目撃したる丈けにても。一回に十二人。十六人。若しくは二十人づゝの絞刑執行しばしこれあり。而して一回に四十人の絞刑執行に處せられし事二度もありしと。此くも犯罪の慘狀を呈するに當つて。國會は之れを改良する方法として。たゞまず。死罪に該當すべき犯罪數を増加し。千七百九十七年には。其數二百二十二に達せり。此時。國會議員。サー、エス、ロミリーの盡力により。一シリリング以上の金錢を竊取したる拘捕は。死刑に處すとの一ヶ條を。死刑罪目録中より除去したり。千八百十一年。氏は。晒布場より物を竊取したる者は絞刑に處すとの一ヶ條をも。亦該目録中より除去せんとせしに。氏の提議は議場にて失敗したり。千八百十三年。千八百十六年。千八百十八年の國會議場に於て。毎度氏が提出したる。店頭より四シリリングの價格ある物品を竊取したるものは死刑に處すとの一ヶ條を。彼の死刑罪目録中より除去せんと議案は。其都度失敗に歸したり。千八百三十三年。九歳の小兒が。杖を以て硝子を打破はし。其中なる二ペンス計りの繪具を竊取したる罪によりて絞刑の宣告を受けたり。而かも其

執行を見るには到らざりし。

さりながら爾來此種の問題に對する論究の結果として。千八百二十九年中には。人命犯以外の者にして。絞刑に處せられしもの。僅かに二十四人となりし程。實地上の行刑改善は成就されたり。千八百三十二年より。千八百三十五年までの間に。死刑に該當すべき犯罪の目録は非常に減少せられ更に一層の減少は千八百三十七年と千八百四十一年に於て斷行せられたり。千八百三十二年より。千八百四十四年までの間に。人命犯以外にして。一人たりとも絞刑に處せられしものなかりき。此る實際の事情に適合せしめんが爲め。千八百六十一年に於て。法律上に改正を加へられたり。即ち當時に到るまでは。合法的に絞罪に處せらるべき七つの罪名を。かの死刑罪目録中より除去したるなり。此に於て。死刑は。人命犯。國王及び國家に對する大逆。持兇器海賊。船具廠。武庫に對する放火犯のみに對して宣告せらるべきものとなりたり。

其威嚴。効力を失する莫大なりし點なり。例へば千八百三十五年より。千八百三十六年までにニウゲートに於て死刑の宣告を受けたる者二十人なりしに關はらず。之れが執行を受けたるものは二人なりき。而して他に二人のものは三ヶ月の監禁を受けたるのみにて。殘餘のものは。三ヶ月以下の監禁を受けたるのみなりき。

サー、ジェームス、スチヴン曰く。十八世紀の初つかに方つて「僧侶の恩典」なるもの廢棄せられし以來。凡ての通常犯に對する刑罰は。寛假に失するの傾きを生じたり。そは人若し絞罪に處せられずんば。則ち放免さるゝか。但しは長くとも一年の輕禁錮に止まると云ふが如き。極めて極端なる宣告をなしたればなりと。

千八百三十三年中に。英蘭土。ウエールスの兩國に於て。死刑の執行を受けしもの五十二人ありしに。千八百三十六年には。十六人とまで減じたり。而して千八百三十七年より以後。千八百八十三年の終りまで。都合四十七年間に。死刑の執行を受けしもの五百五十五人ありたり。即ち毎一年に平均十二人づゝの割合なり又右の年限中に。英蘭土とウエールスに

於ける人口は、一千五百十萬三千七百七十八人より、二千六百七十七萬〇七百四十四人とまで増加したり。而して又此年限内に施されたる法律の改正は、層一層實際の急所に適中し來りたり。千八百三十六年、同三十七年、同三十八年に於て、九百五十四人のもの。死刑の宣告を受けしも、其執行を受けし者は三十一人なりき。千八百三十八年より千八百六十二年に到る間に、死刑の宣告を受けしもの千三百九十五人なりしも、其執行を受けしものは二百六十一人なりき。又千八百六十三年より千八百八十三年まで、五百二十四人の被死刑宣告者ありしも、實地之れが執行を受けしは二百〇七人なりき。此に由つて見れば、人口の増加は、殆んど二倍の數に達せしにも關はらず。死刑の執行を受けし者の數は依然として増加せず。而かも死刑宣告を受けしもの數は非常に減少したり。これ行刑上の一進歩と云はざるべからず。

さて英國にて死刑を受ける者を其刑場に押送するには、馬車を以てしたり。刑場は、特に特定さるゝ事ありしも、倫敦に於ては永く十八世紀の終りまで、海賊を除くの外は、タイブランにて執行されたり。

海賊はドックにて執行されしなり。而して當時死刑の宣告と。之れが執行との間隙は、たゞ全一日を經過するを許したり。但し金曜日に宣告を受けたるものに限り、次の月曜日まで延期するを許したり。此間は何れも彼等に食はしむるにパンと水とを以てしたり。右を以て通常となせりと雖、ニウゲートの法廷に廻されし者は、刑の宣告後、其執行を受けるまで、少なくとも六週日を要し。時としては二三ヶ月も要する事ありたり。嘗つてジョージ三世の病氣中の如き、百人以上の者が、ニウゲートに於て銘々を受くべき死刑の執行を待ちつゝありき。

千八百十七年二月に、ベンチット氏は、前年の六月に死刑宣告を受けしもの五人。同じく九月に受けしもの四人。同じく十月に受けしもの二十四人が、ニウゲートにて死刑を待ちつゝあるを見たり。此期間の彼等が所行や、卑猥、亂暴の極に達し、死を見ること歸るが如き風を裝ふて、敢へて同囚の賞讃を博せんと欲し、教誨師の之を愚論訓誨せんとするも、殆んど手の着け處なきまでに墮落したり。此るニウゲートに於ける失体は、千八百二十五年に到つて、初めて終りを告げたり。

刑罰を執行するの義務は、シエリフ（行政と行刑の兩權を有する官名）の双肩に掛るなり。故に執行に必要な下手人を撰むの任、亦彼れにあり。近來に到り、諸處のシエリフは、互ひに同一の下手人を使用するを常となすに到れり。執行上の手續きは、千八百六十八年發布の法律を以て、公衆の面前にて、

に對して規則を定むるの權を有す。千八百六十八年八月に發布されたる規則は左の如し。

第一條 統一を期するの必要より、死刑の執行は、

其宣告の日より三回の日曜日を經過したる後の月曜日に於て施すを要す。

第二條 執行の形狀及び之に伴ふ儀式は、従前の通りたるべし。

第三條 執行の刻間には、黒色の旗を、該監獄中最も人目に觸れ易き處に樹て、一時間の間さし置くべし。

第四條 監獄の時鐘。若しくは近邊にある教會の時鐘を、執行前十五分間と、執行後十五分間鳴すべし。

統制執行の形狀は、最も考察を要すべき實際問題なり。徒らに被刑者を苦るしめ、又は長く苦しましむるが如きは、避けざる可からず。

死刑後の死体を、他の警戒に供せんが爲めに曝しものとするの風往々行はれ、千八百三十二年に於て、法律を以て之を規定せしも爾後幾程もなく廢止されたり。

は、死刑の現に執行せられ居ることを、獄外の者に知らしむる爲めと、其執行を亂用せしめざる爲めと

ヘンリール世の治世に、死刑後の或死体を、解剖の

目的に供する事を許したりしが。千八百三十二年に到つて之を廢止したり。又死刑を執行するには。帝王の捺印を要する習慣なりしが。ヴィクトリア女帝の即位以來これを廢することゝなせり。さりながら軍法會議によりて死刑宣告を受けたる者に限り。之れが執行をなすに帝王の裁可を要す。

夫れ死刑の存廢に就ては。種々の議論を呈出するものあり。之れを廢せんとする論者の言に曰く。死刑の宣告を受けるもの類々これあり。随つて之れを常事となすに到つては。之れが犯罪豫防上に及ぼすの効力や薄弱たるべしと。又曰く死刑の宣告を與へながら。之れを執行せざることを今日の如き有様にては。其効力の微小なるや明らかなり。然りと雖ども余は斷言す。死刑の存立するが爲めに。多くの人命犯を未遂に防遏するは疑ふべからずと。嘗つて大洋洲流刑囚の一人より。竊かに其本國(英國)の一友人に送りたる手紙が。受取人死亡の爲めに再び同洲の監獄に復歸し。茲に司獄官の檢閲する處となりし事あり。該發信者は。太平洋には。司獄官を殺害したる囚徒は。死刑に處せらるゝの法律ある旨を記し。自ら之に就て「かの一片の紙は(絞刑用の繩を指す)人の救

情を制御する大有力物なり」と言へり。此を以て之れを見るも。死刑の豫防的効力を有するや。論なき所なりと謂つべし。

雜 報

●典獄召集會に就て

例年の通り豫て噂ありし典獄召集は粗々五月上旬と確定し不日其筋より典獄をして出京せしむべき儀を各府縣知事及各集治監典獄に向て訓令を發せらるゝとなり、而して今回の諮問事項は予輩未だ詳かに之を聞知するを得ずと雖も改正條約實施に伴ふ外國人拘禁制度に關する準備事項并監獄官養成即ち警察監獄學校開設に付練習生撰擇等に關する訓示其他緊切なる時事問題の諮問杯等なりと云ふ、最も出京の典獄諸君は平素實務上の好問題を齎來し其筋の方針を聴取せらるべき好個の機會なるべし、尤も其筋の都合によれば或は議會閉會後に延引せらるべきやも知れずとなり

●監獄改良上の意見は此際總て提出せらるべし

典獄召集令は既に發せられんとす本年の召集は例年と同じからず數多重要な事項を指示訓示せらるべきは前項の記事に就て之を推知し得へしと雖ども目下其筋の調査項目の主要なるものを傳聞するに改正條約實施てふ一新時期は我國の獄政上の一大改良を要すべきものあるを以て今後一年有餘の短日月間に監獄則の改正も完成せらるべく加之ならず監獄行政管轄の上にも一大變動を加へらるべく從て監獄官吏の養成并に精撰等に付ても一層注意を盡さるべきこと當然の順序なるを以て以上の重大なる諸問題は皆に政府の調査攻究に放任すべき限りにあらざるを信す故に此際當局實務家の監獄改良に關する意見は最も其筋の参考せらるべき好資料となるものあるべきを以て不日出京の典獄諸君は宜しく其經驗と素養を利用して監獄行政全般の改良高案は事の大小を問はず其筋へ意見のある處を具狀せられたきことなりと云ふものあり是等も蓋し典獄召集の理由ならんか

●愈々警察監獄學校開設の計畫ありと云ふ

監獄官警察官の養成は舊り改正條約實施準備として必要なるのみならず國家の法典漸次整頓し人權の發達するに従ひ當然起るべき問題にして今日殊更に之を云ふ既に後れたる感なき能はざるなり、政府は昨年第十一議會に向て警察監獄學校開設に要する豫算を提出すべかりし筈なりしも衆議院の解散に依り一頓挫を來すの止むなきに至りしと雖も條約の實施期は明治三十二年七月十四日に迫り僅々一年有餘を餘すに過ぎざるより遂に姑息媿安に過ぐる能はざるを曉り一般財政の方針縮少主義なりと云ふ今の時に當て尙且該學校開設の急務を認め今次開かるべき帝國議會に向て之が經費を請求せらるゝ筈にて既に調査を了へ其筋へ諮議中なりと云ふ最も本議案通過の上は兩斯通に堪能且經驗に富める外國教師を二三名備聘せらるゝこととなるべし其他練習生の撰擇并に練習期、教科目の如きも既に内定しありと云ふ何れにせよ遠からず之を事實に見るを得は斯道の爲め祝賀すべき限りなりとす

●特別任用判任官の俸給増加せらるべしと云ふ

府縣治獄監北海道廳には特別任用の判任官を置く

とを得との規定は明治二十六年の官制改正當時に創まり其俸給は十二圓未満六圓迄を給するものとされるも近時物價の騰貴は其底止す所を知らざるの今日に當り此薄給者を官務に使役するは困難なる事情あるを以て此規則の改正を要する哉の風説嘗て行はれたるも在昔今日に至る迄之が改正發布なしと雖も昨年巡查看守の俸給令を改正し十五圓迄給することとなりたるより彼是權衡を得ざるの恐れより此種特別判任の増俸説其筋に起り昨今提出中なりと云ふ而して其程度なりと云ふを聞くに特別任用の判任俸給は十五圓迄とし從來滿五年以上を経るにあらざれば十二圓以上に昇給せしむるを得ざるを滿三年以上とし其應と限られたるを再び普通試験委員の詮衡を経て隨時他廳府縣へ轉任することを得と頗る廣義の改正を加へらるゝ筈なりと云ふ

●典獄增俸説に就て

典獄の俸給令は他の府縣高等官に比し比較的薄給にして郡長と其軌を一にし警部長とは殆んど霄壤の差異あり實に其半に過ぎざるより従て典獄其人の得易からざるは世既に定論あり政府又曾て増俸の必要を認めざりしにあらざるも各種の事情は未だ之を遂行

するに至らず予輩亦嘗て屢々本誌に之を論せしこと嘗に一再に止まらざるなり、昨今に至り主務省に於ては人物精撰の必要を認めたと同時に増俸論再燃し之が調査を爲しつゝありと云ふ然れど其如何なる程度まで之が増俸を斷行せらるゝや又其俸給の如きも従前の通り固定の職給制となるや將た階級付の職給俸となすやは予輩未だ之を知悉せずと雖も固定俸は老功適任者を永く其位置に晏如せしむる能はざるを以て少くとも一級乃至五級位の段階制を採用せられんことを望む

●監獄書記看守長の名稱を廢し

一となし俸給も亦之を高めん
とすと

監獄書記看守長は均しく是れ監獄官吏たるに拘はらず現行官制上其の稱呼を異にし其の職掌を殊別せるより獄務上種々の不便を生じ、彼是共通の道なきより監獄全般の事務に通曉する能はざる等の嫌ひあり司監官養成上策の得たるものにあらざるより昨年典獄召集の當時其名稱を歸一せられたしとの希望を其筋へ建議せられたることあり未だ改正の運に至らざりしと雖も此程に至り該名稱改正の擬議ありと云ふ

最も之れが名稱一定の上は警察部の警部と云ふが如く一般に制服を着せしめ前述の不都合を除くの旨趣なるべしと云ふ、而して又同時に其俸給を増加し良司獄官任用上に便宜を得せしめ監獄官を精撰刷新せんととの意に外ならざるが如し何れにせよ監獄多幸の時期と云ふべし

●看守一時賜金

看守奉職五年未滿にして書記看守長となり又は官の都合により諭旨免職となりたるときは其勤績年數五年に滿ざるを以て巡查看守給助例に依り退職給助を受くるを得ずと雖も明治十五年十二月太政官第十六號達に依り一時賜金を給すべき者なるや否は一の問題なりとす則ち其達には府縣に於て人員減少等に因り免職するにあつたとき奉職五年未滿の者は免職當日迄の勤績年數に應じ滿年賜金の例に據り一時慰勞金として支給すべし云々とあるを以て實際家の中には之れに該當するや否を疑ふ者ある由なれども其筋に於ては人員減少等に因り云々とあるにより轉任若くは諭旨免職の場合にも之を適用して一時慰勞金を給すべきものとの解釋を與へられたりと云ふ

●再び巡查看守考試規程に就て

巡查看守考試規程に依り實務の成績考查を経て學術試験に及第點を得たる者には合格證書を付與すべきものにあらす又其期の採用に漏れたる者は後日再び考查及試験を受くるにあらざれば警部、監獄書記、看守長に任用する能はざるは本誌前號の本欄に掲載したり、然れども元來本令考試規程に關する細則は廳府縣長官に於て設けるとなれるより各地方其軌を一にせず或は合格證書を付與すべしとの考查細則を規定せられたる向之れあるやにて其筋の精神貫徹せざる虞なきより此頃更に左の通り決定せらるべしと云ふ

明治三十年七月内務省訓令第十四號巡查看守考試規程に依る實務考查及學術試験は巡查を警部、看守を監獄書記、看守長に採用上の規程なるを以て其成績の如きは固より公表すべき者にあらす從て合格證書を付與すべきものに無之就ては其期の採用に漏れたるものは再び考試を経るにあらざれば任用すべからざる主旨なり云々

●押丁給料に就て

押丁の給料は六圓以上八圓以下の範圍内に於て日給を以て支給すべしとの其筋の訓令あるも近時物價の

騰貴は彼等をして斯る薄給に留職せしむるの困難なるより當局者の間に増給の改正論議あらんことを希望せらるゝ向之れある由當局者の此希望は當然の事にして其筋に於ても早晚押丁給料増加の詮議之れある筈にて本年召集の典獄會議には必ず問題として上議するに至るべしと云ふ、要するに昨年巡查看守の俸給令改正ありたるより之に伴ひ押丁の給料も之を増して七圓以上九圓以下とし支給することに改められたるものなり

●國庫費支辨の看守所俸給は

本年度の補充科目となり

議會の解散は前年度の豫算を喫用することとなりしより巡查看守俸給令改正に伴ふ不足豫算其他止むなき被服費の如き第一豫備費より支出の途を開かれたことは本誌第九卷第一號に於て予輩の希望を述べ置きたり、宜なる哉去る三月三十一日勅令六十七號を以て明治三十一年度豫備金より補充し得べき科目を定められたる内に看守所俸給の目を加へられたりは俸給令の改正に伴ふ結果にして爾かせざるべからざる理由の存するありと雖も余輩は監獄行政の爲め之を祝するに吝ならず而して其理由とは他なし庶幾

監獄看守は昨年俸給令の改正に依り昨今各府縣會の決議に依り前年度に比し著しく俸給平均額を高めたるに拘はらず國庫費支辨の各集治監は全然前年度の豫算を襲踏せざるべからざることとせば双方の間に甚だしき權衡を失するの虞れあるに至ることと是れなり

●監獄事務官并二局僚の出張

(横濱領事監獄視察)

小河監獄事務官は赤司法學士印南屬の二局僚を從へ本月六日出發横濱居留地駐在外國領事所屬の監獄視察として神奈川縣に出張せられ英米其他の領事付屬の監獄に於ける拘禁所遇に關する一切の事項に付詳細なる調査を遂げられたりと云ふ而して同時神奈川縣監獄本支署をも巡閱せられたり、最も這般の出張は他日外國人拘禁制度に關する調査上參考に資せらるべきこと勿論なるべし

獄事談叢

●魯國監獄の事情に就て

本稿は有力當局者の茶話を筆記せしものに係り彼

國の事情を詳知し且つ有益なるものと信じ本稿に物しぬ 傍聽 生筆記

此頃魯國の海軍士官某が英國の新聞記者某に我國監獄の事情を語りしものなりと云ふ新聞の記事に曰く

日本國は文明を以て自ら任じ又他國も之を是認すと雖も其監獄に至つては未だ以て野蠻的の遺風依然として存するなり开は囚徒を拘禁するの場所は恰かも一の動物園に異ならざればなり云々と成程然り我國監獄が他の百般の事業が僅々たる年間に於て長足の進歩を來たしたる割合には比較的遅々たるを免かれざるの實況なるは予も亦首肯する處なり然れども彼魯國士官の所謂動物園に異ならずとは抑も亦何等の誣言妄評ぞや彼は何れの監獄を參觀し何れの點より觀察して凭く亂暴にして而かも毒々敷き酷評を下せしか蓋し彼は監獄思想なく又我國の事情に通曉せざる眼と腦とを以て何れかの監獄を一度位通覽し何等かの一事物に就て非常に惡しき感じを懷きたるものなる歟但しは不公平なる感念より殊更に我國を惡ざまに言ひ爲さんとの偏頗若くは卑劣心に基かせしに非らざるなき歟二者必らずしも其一に居らざるべからず兎にも角にも彼の我國監獄に凭く酷評を下

したるは正々無私の觀念より生じたる事に非らざるべく少しも他國人をして我國を惡ざしむに思はしめんとどの意思に出たるものと斷定するも決して誤りなきを信す

予は常に庶幾す

我國監獄は今や改良せんとするの時機なれば苟も他國に於て改良したる事項にして採て以て我國に用ゆべく又模範たるべき事は或は談話に或は文章に之れを諸士に紹介し以て參考の資に供せん事を去れど其野蠻的に屬する事例の如きは即ち奇にして隨分面白き事あれど差して其効能なきのみならず偶々以て其國の感情を害する虞あらんを思ひ今日迄は言はぬが花と秘し置きしが彼魯國士官は所謂臭ひもの身知らずとの諺の如く自國監獄の暗慘凄愴慘虐を極めつゝある大不都合を棚へ掲げ嗚呼が間敷も他國の監獄を動物園などとは無禮とや言はん過言とや言はん自己の分限を知らざるにも大底程のある事にて予は眞に其亡狀の鐵面皮なるに駭けり予は眞に其無禮過言を憤れり然れども予は敢て彼を復讐的に罵詈し又其不都合を徒らに攻撃するを好む者に非らず唯予は彼を目して臭ひもの身知らずと云ふを躊躇せず故に予は

其臭ひもの身知らずてふ言の彼を誣ゆるに非らざる事實を證明し併せて我國人も彼に鑑み彼の覆轍を蹈まざらん事を庶幾する必要に依り彼國監獄事情の要概を諸士に紹介せんとするに外ならず幸に予の意のある處を誤る勿れ

吾子の熟知する如く魯國の政体は世界

有名の專制

政治にして官尊民卑所謂民をして據ろしむべし民をして知らしむべからずと云ふの主義にて苟くも政治に關する百般の事は大小となく皆秘中の秘に屬す故に局外者の政治に關する實際の事柄を知るは頗る困難にして彼の所謂社會の耳目又は寫真とも謂ふべき新聞紙すら其實を穿ち得ざる程なれば其國人と雖ども之を知了する能はず況してや外國人なぞが監獄の實態を知悉する事を得ざるは寔に當然の事なりとす然れども匿れたるより顯はれたるはなしとの言の如く其秘密愈々嚴なれば愈洩れるものにて誰知るとなく彼云ふとなく其實は今日に於ては世界中の人々が皆知る處となりて其監獄の暗慘無情なる事は殆んど掩ふべからざるに至れるは畢竟天に口なし人をして是を言はしむるものにて又是非もなき事と謂ふ

べし

彼國の嚴重なる秘密が凭く世界に暴露するに至れる所以のものは蓋し種々の原因なるべしと雖ども之れを要するに其專制強壓の反動之を然らしむるに因るものならん世人の知る如く魯國には最も強大なる革命黨即ち彼の虛無黨なるもの勃興してより以來年を追ふて次第に優勢に赴き今や倍すゝ其勢力加はり老幼男女の別なく無數の黨員屢々忌諱に觸れ牢獄に投せられ慘憺無慈悲の待遇を受け其辛酸を嘗めたる者人々に傳ふるに因り遂に今日の如く其酷烈の實況を社界に發表するに至れるなり今予の語らんとする處の事柄は重にも英國人「ジョルジョー・ケンナン」と云ふ者の發行したる書籍に由るものにして其蒐集せし材料は此者の親しく目撃したる處及數百人の出獄人に就て聞知したる處并に當局官吏又曾て監獄官吏たりし者の報告等を參酌したる事項なりとし聞けば蓋し大なる誤りなきは予の信する處なり

抑も魯國監獄の慘狀

を英文に綴り世に公になしたるは實に此「ジョルジョー・ケンナン」を以て嚆矢とす然れども予謂らく此

英人「ケンナン」と云ふ人は恐らくは世を忍ぶ匿くし名にて其實は矢張り魯國人にして彼の虛無黨に關係ある一人にて蓋し躬ら魯國の監獄に拘禁を受け「シベリヤ」等に配流せられ嶺山其他の慘酷の役業に多年骨身を碎きし者なるべし何んとなれば此人が魯國監獄の慘狀を發行したる當時に於て魯國政府は非常に恐慌を起し何とかして此者を獲んどす百方苦慮し遂に物色して嚴重に搜索せしが其効なかりしとの事は現に一昨年の秋交獨逸にて専ら評判せし事ありしなり

魯國監獄

の數は全國を通じ八百八十四ヶ所にして其名義は同ト管轄の下に同一なる法律規則を以て管理すと云ふと雖ども這は唯表面上のみにして其事實に於ては同一の監督權の下に同一の法律規則が行はれ居る監獄は凭く多數の中に僅々十ヶ所内外に過ぎずして其他各所皆思ひ／＼の行政處分に一任せられつゝ在りて同じ監獄にても同一の法律同一の命令即ち治獄の方針が三年間と連續する者は全國殆ど絶無なりとす例へば甲監獄の許可する事も乙監獄に至れば之れを許可せず甲監獄にて許可ならぬものも乙監獄へ行けば

容易に許可し又食物の如きも甲監獄にては比較的營養に足るものを給與するも乙監獄に於ては殆んど囚人を飢渴に苦しむる如きものを支給し其他賞罰の如きに至りても一方に於ては敢て罰せざるも一方にては非常なる鞭撻を加へ流血淋漓たらしむる如き殘虐の罰を加ふる事あり又賞與の如きも或は濫に過ぎ或は吝に失し一も當を得る事なく其放恣專横なる其無情悲惨なる其酷烈暗慘なる實に言語同斷と云ふの外なし又監獄官吏の交迭の頻繁なる宛から奇酷なる雇主の家に奴婢の居耐へずして屢々新陳代謝するに等しく而して其吏員の交迭する毎に治獄の方針も亦變更するは殆んど通例なれば朝令暮改など云ふ事は彼官吏に於ては毫も意に介するなきが如し

畢竟如凭原因

はこれを要するに刑法の不完全なると官吏職責の區域分明ならざると又專政政治の通弊として法律に重きを措かず唯其當該官吏の手心に一任するより隨て當該官吏は横恣賤劣となる等最も重大の原因なりとす而して何の故に當該官吏は凭く横恣賤劣なる官吏を採用しつゝあるかと云ふに其俸給待遇他の官吏に比せば頗る菲薄なるにより有爲の人物は司獄官たる

事を欲せざるを以て其人の適否を充分選擇する能はず而して其之を希望するが如き者は畢竟才なく學なく資産なく他に衣食するの途なきより凭く薄給待遇を顧みるに遑なく此職務に甘じて就かんとする者なれば其者の已に碌な者に非らざるや勿論なり

魯國大國の首都

たる「ペーテルシブル」とは即ち我國の東京英國の倫敦佛國の巴黎獨逸の柏林府とも云ふべき大都府にして其所在監獄は所謂模範的ともなるべき處なるに拘はらず其典獄の俸給は一年僅に千八百「ルーブル」(「ルーブル」は我國の八十錢即ち千四百四十圓)に過ぎざるなり然るに魯國は全体官尊民卑の酷しき國にて官吏と人民との軒輊は恰かも我國往昔の武士と町人との於ける又往時の奴隸と雇主との於けるが如く實に雲泥の差違ある國にて馬車に乗る人に非らざれば馬丁なりと云ふ如くなれば官吏は比較的生活上巨費を要すべく然るに其首府たる監獄の典獄にして尙は且つ凭くの如くなれば其代理官たる者(筆者謂らく此代理官は我國の副典獄又は上席書記の類歟)の年俸は八百ルーブル(我國の六百四十圓)又同所假留監典獄は七百「ルーブル」(我國の五百六十圓)其代理

官は四百「ルーブル」(我國の三百二十圓)なれば普通地方典獄の俸給の非常に菲薄なる推して知るを得べし而して右「ルーブル」は我國の八十錢程に該當すると雖も這は銀貨の最も昂騰せし時の價に換算したるものなれば今日の如く低落したる時に於ては其「ルーブル」は纔かに五十錢内外にしか該當せざるべし左れば魯國第一の首府なる「ペーテルシブル」の典獄の年俸は九百圓位にして假留監典獄の俸給は三百五十圓内外に過ぎず即ち我國の判任官六級俸位なりとす然るに彼國官吏社會の風潮は頗る驕奢にして虚飾を好み外装を街ふ處なるに凭く僅少の俸給に甘し居る者なれば其人たるの品位劣等にして爲すなきの人物なる又知るべき而已

監獄を外國人が參觀

する事は近年一の流行的の如くなれども這は畢竟條約改正等の必要に迫られての事なるべし而して彼等は之に就て種々なる論評を下す事なるが其參觀人は幸に素人若くは半黑人位なれば其觀る處論評する處は例に依りて例の如く大底御定りの事項にて一向急所に該らず其論評は例もながら獄舎が粗造だとか食物の營養が不足らしとか工業の種類が適さぬと

か衛生が不充分だとか位にて其一部分の觀察に過ぎずして未だ曾て根本的に及ぶものなきは未だしもの僥倖なりと云はざるべからず若し其參觀者にして監獄學者即ち黑人ならんには去る迂なる儀式的の質問や觀察は下さずして冒頭一番先其根本的に突き入り即ち官吏俸給の多寡及び其所遇等を質問せん而して其答を得れば彼敏くも即時判斷を下さん此待遇に安じて居る様な役人では逆も何んとなれば劇場にもせよ寄席にもせよ俳優や落語家が上手なれば面白い面白代りに給料は高い給料が高ければ觀料も席料も高くなる云ふは自然の結果なり凡そ百般の事物善きものは高價なり惡しきものは低價であると云ふ言は時の古今を問はず洋の東西に拘はらず一貫したる確言なり故に今吾國司獄官の給料其他の待遇が他の官吏に劣れるならば同じ學問を爲し同じ智識を有し同じ官務に就くならば皆其待遇の厚き方に行かんとと思ふは非常の變物は例外なれども其他は皆普通人情の常なりとす併し我國司獄官中には勿論立派なる智識を有し立派なる學術を修めたる者も多々あれど夫れ等の人は多くは種々境遇上の關係より餘り好ましからぬも一時司獄官となりたる者多くして今日

の待遇に安じて居る者は蓋し稀なるべく否事る絶無と云ふも決して誤斷に非らざるべし果して然らば其有爲の人々は恐く心中に不平勃々として乗すべきの時あらば他の職務に轉せん事に汲々としつゝあるべし是れ唯子の推斷に非らじ請ふ常に司獄官より他官吏に轉する者又他官吏より司獄官に轉する者を看よ而して其彼我の才學孰れが優り孰れが劣れるやは吾子の常に認むる所にして終始斯業に竭力せんとする者の心竊かに痛恨しつゝあるは亦吾子の共に認むる處にして争ふべからざるの事實にあらずや

司獄官の俸給待遇の菲薄なるは

何れの國も同じ事にて歐洲各國に於ても其改良以前に於ては司獄官の待遇は矢張り他の官吏に劣れる事數等なりしが之れが改良の必要を認めしより爾來着々其位置待遇を厚ふする事に努め其結果今日に於ては他の官吏に優れるとも劣れるなきに至れり隨て此事業も非常の速力を以て發達し又は發達しつゝあり故に外國人等にして經驗ある者は皆其官吏の位置待遇の厚薄を以て其官吏の能否を卜し其官吏の能否に依り其事業の可否を斷定するを以て通例とし徒らに其枝葉たる一部分の事項に就き縷々數百言を費やし

其可否を斷定せんとするが如き事なし左れば唯表面上監獄則を改正したり構造を立派にしたり帳面や表などを整理するは善は即ち善なりと雖も若し官吏其人を得ざらんか事實的の改良たる能はざるなり請ふ看よ彼の縁日の觀物師が看板を面白くし立派に飾る手数を之れ其小兒や婦女子を胡摩化し誘ふを得べく然ども堂々たる智識ある人々を誘惑するを得ざるべし監獄も亦之れと同じく若し夫れ表面的若くは假装的改良ならんか恰かも田舎娘の眞黒の目に焦げたる顔にコチ／＼と白粉を塗り附けたるに等しく薄暗き夜目か又は三十度以下の近眼者をして遠距離より望ましめば或は之を美しく觀せしむるを得べきも眞査問市街に於て多くの慧眼者を欺くを得べからず否之れを欺くを得ざるのみならず遇々嗤笑を招き而かも惡童の爲めに草鞋でも撃ち附けられざれば幸なり若し爰に經驗ある外國人の監獄を參觀せんと請ふ者を果鴨監獄に連れ行きたりと假定せんに其者にして典獄始め其他の官吏の俸給等の質問を受けたらんにハ吾子夫れ何を以て之れに對へんとするか殆んど辭なきに苦まん併しながら他の事柄と異なり如何に究すればとて嘘を吐く事も出来ず又答辯の限りに非

らずなどと澄まし込むこともならねば厭や／＼ながらも其實を告げざるべからず其實を告げなば吾子ハ入に面目玉を踏み潰さるるを得ず管に目玉を踏み潰すのみなれば未だしもなれど彼に輕蔑を受くるを如何せんや併し愈々其事實を對へざるを得ざるに至らば差し付先づ予の爲めには裸衣の衣換を整へ置かざるべからず又彼の爲めには寶丹の一鍋も準備し置かざるべからず何んとなれば予は之れを對ふるに該り瀧の如く汗を流さるるを得ず彼亦此對へを聞かば必ず喫驚り仰天して或は氣絶するやも計り難ければなり彼は參觀に先ち必らず思ひ居るべし日本帝國の首都なる唯一の監獄而かも全國の模範となるべき此監獄にして凭く壯嚴峨々中天に聳へ多數の囚人を拘禁する大監獄なれば之れを司る官吏の位置俸給も必らず全國最高のものならんと言れば彼其對を聞き喫驚仰天したる後に於ては又必らず左の如く推度せん此監獄を司る處の官吏にして其位置待遇已に凭くの如し其人物の如何知るべきなり其人物にして已に凭くの如し其事實の如何知るべきなり此監獄にして已に凭くの如し他府縣の監獄及其官吏たる者の位置待遇等知るべきなり其全國の監獄及其官吏の位置

待遇已に凭くの如し日本政府の監獄に於ける意向知るべきなり日本政府の意向已に凭くの如し日本監獄改良の程度知るべきなり其監獄改良の程度已に凭くの如し日本帝國の文明の文明たる所以知るべきなりと

歐洲各國に於て司獄官其人を得るに汲々

たる所以のものは敢て其人なしと云ふに非らず蓋し監獄改良の基礎たる獄舎の構造は今や已に其効を告げ若くは將さに告げんとしつゝありて此點に就ては殆んど遺憾なしと云ふ迄に進捗せり故に刻下之れに適當する司獄官即ち現に在る處の司獄官より一層優れる處の好人物を得ん事に汲々する時代とはなりぬ之れ所謂蜀を得て隴を望むの人情獄舎構造の完全なるより其官吏は比較的劣れりとの感あるものにして決して現任の官吏其人無能なるに非らず之を例せば春木座や常盤座の俳優をして歌舞伎座か明治座に於て演技せしむるが如し其俳優敢て下手と云ふにあらぬ唯唯なんとなきもの足らぬよう感するものなり之れ其俳優の下手なるに非らず唯舞臺其者の非常に立派なるより比較的其優れるものゝ必要を感するが如し又例へば陽春已に溫風を送り來るも百花未だ競は

ざる時に於ては桃の天々たる人之を喜んで賞するを以て桃花は時を得顔に誇り得べく开は畢竟之れに優れるものゝ相對峙して嬌を競ひ艶を戦はんとするものなきに因れり若し其桃花の天々たるに該り一方に櫻花の爛熳として彼と相對峙せんか彼桃花は忽ち顔色を失はん而歐洲に於ける司獄官其人を得んとするもの又之れに類するなり却て我國の監獄と司獄官とを觀るに彼の歐洲各國とは殆んど正反對にして司獄官其人は最も堪能有爲の士に富むと雖へども獄舎は或る少數を除く外皆昔時の牢屋又は米倉などを改造變更したるものならざるなし爰を以て當局者は之れが改築又は新築に汲々として日も亦足らざるより敢て司獄官其人を得るの必要を思はざるには非らずれど比較的獄舎構造の劣れるより一に此方面而已に意を傾注しつゝあるが如し然れども當局者の此辛苦經營は今日にては殆んど空中に樓を描くに異ならず之れ吾子の遺憾とする處なり然れども我輩當局者の熱心と精勵とは必らず此空中描樓をして遠からず事實とならしむるは予の信して疑はざる處なり果して予の處信にして過ちなく其空中描樓が事實となりて顯はれいでたる曉には如何ん之れ吾子の須らく今日

に於て覺悟せざるべからざる事なりとす蓋し我國司獄官の優勝なりと云ふは或は待遇の菲薄にして又其獄舎の極めて粗造なるに因るなき歟果して然らば櫻花未だ爛漫たらざるの時に於ける桃の天々として獨り其嬌艶を誇りつゝあるものには非らざる歟蓋し般の鑑み遠からず未だ陰雨せざるに於て宜しく牕戸を網縷せざるべからず吁予は今魯國監獄の事情を語らんとして談遇々吏員の事に及び思はず他般に涉り冗辨を費したり今より又魯國監獄の談に復し其事情を述ぶべし

(未完)

彙

報

●片山醫學博士の裁判醫學談

(刑法草案に對する意見)

裁判醫學の立法に司法に行政に其の必要なる事は言ふまでも無き事なれども本邦に於ては泰西諸國の文物を輸入せし事日尙淺きを以て其の整備は直ちに泰西の狀態に對比する能はず誠に残念千萬なり然るに今や民商法は既に修正せられ愈々來る臨時議會に提出されんとし刑法改正草案も既に稿を脱して第十

二議會に提出さるゝ筈にして其の手續法たる刑事訴訟法及び民事訴訟法等も今や將に調査の内に在りと聞く去れば國民をして其の權利を充分に保有せしめんとするには宜敷立法に司法に裁判醫學の補助を求めざるべからざるや明かなり今試みに刑法起草の立法上に於て裁判醫學の必要を述べ特に身体生命に對する罪を規定する上に於て必要なり設令は現行刑法第三編第二節に於て毆打創傷の罪を規定せるが荷も毆打創傷と云へば其の文字の解釋上毆打して創傷を負はしめたる者にして若し犯人が硫酸其他の劇藥を身体の外皮に注射して他人に損傷を負はせし場合は判官は何に依りて犯人を處分せんとするや刑法法例第二條に於ては法律に正條なき者は何等の所爲と雖も之を罰する事を得ずと規定し他方に於て刑罰法は凡て嚴正なる解釋を要し苟も類似解釋を許さずと云へる原則の存するに非ずや又文字上の解釋より云ふも只劇藥を注いで皮膚に異狀を生じたるが如きと醫學上決して創或は傷と稱せざるなり然れ共幸にして之れ等の實例を見る事少く且つ止むを得ざるの結果強ひて之れを創傷中に加へて以て之れが處罰を決するなり是れ現行刑法制定の當時に於て裁判醫學

(其の當時に於ては法醫學と稱せり)の思想立法者に鮮少なりしに基因したるに依る故に來る第十二議會に提出されんとする改正刑法草案に於ては廣く諸種の科學を參酌規定したるを以て右毆打創傷に關しても醫學上の所説を採用し毆打創傷なる文字を變じて廣く之を傷害と改め以て餘す處なからしめしは誠に喜ぶ可き事なり其他刑法起草に關して裁判醫學上の助けを借らざる可からざる事故學に暇あらず以上は只立法上の必要を陳述したるに過ぎざるが更に豫審に於ける殺人并に損傷の鑑定は醫師の手腕を要する事今更喋々を要せざるなり、然共右鑑定を爲すに當りては普通醫學の考のみならず、更に裁判醫學の思想あるに非ざれば往々にして鑑定を誤るの恐なしとせず此れ外國の司法制度に於て他殺の嫌疑ある事件に至りては豫め地方又は都會に於ける常設の鑑定醫に附し更に疑ある者は之れを各大學醫學部の特別鑑定委員會に於て再鑑定を爲すの制(大學特別鑑定委員は特に裁判醫學専門の講師に委託せらる)を法例を以て規定せる所以なり是れ或は鑑定錯誤の鮮少なる所以ならん乎本邦に於ても特に困難なる事件は之れを大學醫院に委託するのたむきとなり大に其

の當を得るに至れり更に進んで之れが一定の法令をつくり以て右制度を完備することのぞまされ彼れ有名なる夢幻狂殺人犯として世上に流布されたる一奇獄(余は果して夢幻狂なるや否やを斷言せず)越後北蒲原郡大室村農清田岩作に掛る控訴事件の如き裁判醫學上に復審を許すの嚆矢を開きたるが如きは一層の進歩と稱す可きなり次に民法等の私法を起草するに於ても醫學上の幫助を要す可きや明かなり設令は婚姻に關する制度に關して之れが規定を設くるに當り立法者は豫め其國土に相當する身軀智能の發育及び其の他の事情を心配して國內の公安を維持し以て益々富強の途を講ぜざるべからず設令は印度地方の如き溫熱甚しき土地に於ては身軀の發育特に早く女子は殆んど十二三才にして生熟の域に達せるが之れに反して寒冷なる地方に於ては十七八にして尙ほ各機能の完全なる發育を見ざる處あり此れ各國共に法制の異なる所以にして又異らざる可からざる所以なり故に本邦に於ても舊民法草案の際に右年齒の調査を醫科大學に囑託し充分なる研究の後舊民法草案に於ては人事編第四章第一節第三十條に於て男は滿十七年女は滿十五年に至らざれば婚姻を爲すことを得

ずと規定したるは日本臣民の身軀智能に適合したる規定と云ふ可きなり故に修正民法編纂に於ても更に之を醫科大學に質疑し遂に前規定の穩當なるを見て親屬編第三章第一節第七百六十四條に於て男は満十七年女は満十五年に至らざれば婚姻を爲す事を得ずと舊草案を襲用したり其他此の類の事各法律命令に通じて夥多なるは各人の知る處なりされば裁判醫學及び普通醫學の立法上并に司法上及び之れが執行上必要なる事は今尙喋々を待ずして明なり然るに當時の裁判官中には往々にして裁判醫學の何者たるを解せず只權利義務の觀念をのみ以て萬事を裁判せんとする者あるを以て會々他殺嫌疑者あるに際し醫師に鑑定を請ふ事あるも時に或は醫學上重大なる參考事件を示さざる事あり或は右鑑定に關する質疑を發するも直接必要の點を以てせず只漠然たる哲學心理學の問題に走り爲めに其の裁判上滯滯或は錯誤の判決を下すが如き事あるは大に歎ず可きの至りなり故に余は裁判醫學の立法司法及び其の實行上に必要なる丈け其れ丈け多く之れを料理消化す可き立法者特に裁判官の必要なる事を信じて疑はざるなり

上に通し春夏に迫ふに隨ひ復減少の方向となるなり而して身體に關する罪は右と正反對にて夏季は其極點に達し冬季程漸々減縮せる結果を示せり蓋し是各氣候の然らしむる所なるべきも亦祭日或は新年等種々性質の異なるに隨ひ其伸縮の與つて多きものあり佛國に於ける夫のカルナバル祭に方るや殊に著しく多くの犯罪者を出だすと云へば今や市中は奠都祭を以て又々狂せん勢あり犯罪上より云へば忌々しきとにて寧ろ廢止したきものならずや又教育上の關係より謂へば教育の普及するに隨ひ罪人は増加し來るの結果は今日までは免れざりしも細かに觀察すれば寧ろ増加を喜ばざるを得ざるに至れり何となれば其數を増すも其犯罪の性質は却て輕きを致し來ればなり古は犯罪者の數比較的少きも皆其罪科の輕からざる殘酷のもの存すればなり今教育の有無に就て區別せし統計を見るに教育なきものは身體に關する罪及び之に類する重罪を犯し稍文字あるものは爲替の竊取證券の詐取等を犯し其又稍教育あるものは偽印偽造或は券面改造等の惡行を爲し漸次教育の度を高むるに隨ひ其犯罪亦重からず是を以て全く教育の普及せる曉に至らば遂に殺伐なる罪科は跡を絶つに至る

●犯罪に關する統計 高橋二郎 氏所談

お茶の水殺人事件ありしより以來近頃は小岩村親殺と云ひ縮屋殺しといひ曰く三人斬曰く七人斬と到る處殺伐の氣満てるが如く如何にも危険の思ありしより何か此等の原因あるべしとて近頃犯罪に關する統計を調査せしが随分種々の奇能なる現象を示すものにて先其大略を演べんに抑々我政府に於て犯罪者に關する職務に従事するもの(監獄、警視、司法等諸官衙)最近廿九年の調査に依れば五萬七千六百六十人殆んど我常備兵に近き數にして毎戸家族平均五人とすれば總計三十四萬人は犯罪人の爲に生活せるものにて實に驚くべき數なりとす而して之が爲に要する年々の經費は同年の調査に於ては千四百六十六萬餘圓の支出なりされば幸ひに本邦一人の罪人なしとせば今日の財政上決して増税の必要なく又外債の心配も不要なるべし併しざる極端は望み得ざるも多少の減額は爲し能はざるにあらざるべし退て犯罪の原因を調査するに諸々の方面より觀察せしが先づ氣候に就て言はんか佛國統計家の報告に依れば財産に關する罪は每年秋季より漸次増加し來り冬季に至りて其頂

べしと云ふは理想のみに非ざるべし而して猶又佛國の統計家は骨相上よりも觀察し遂に多年の經驗上十二ヶ條の惡相を制定せしが此他年齢上職業上宗教上習慣上或は七曜の差異等より諸方面觀察の要あり云々

問

答

應答

●第一問(被告人共犯識別の件)

在東京 洋々 散士

實証の要點は刑事被告人房外處遇上共犯者なることを知り易き方法如何と云ふにあり、抑も共犯者なるものは犯罪の證據を運滅せんが爲めに共犯者互に言語を交へんことに汲々たり、故に些少の間隙と雖も之を與ふることは直に相接近し、犯罪事實に付き談話を試みるものなり、若し此の機會を得せしむるが如きことあらば遂に拘置監に拘禁するの目的を失ふ、故に司獄官たるものは一目して共犯者たることを識別するの簡便方法を研究するは尤も必要のことなり、散士嘗て二三監獄に於て目撃したる取扱振を示さん、刑事被告人と雖ども入監者は凡て白衣の襟に白布を以て縫着し之に入監の體裁を記載し其の番號の上に共犯者あるものは其の一字を増記するが如くなし居れり、此の方法は實に簡便にして一目其の共犯者あることを知ることを得るを以て、此の符合のあるものは無論監房を別異し又運動其の他裁判所移送途中と雖ども同行せしめざることを得る、實

讀者諸君は此の解答に満足するや否や
反對……………吉田徳太郎君

●第二問(軍獄拘禁日数)
(刑期に算入の件)

在東京 洋々 散士

本問質疑の要點は地方監獄の已決囚刑事被告人として軍獄に拘禁したる日数は刑期に算入するや又軍獄の已決囚刑事被告人として拘置監に拘禁したる日数も亦刑期に算入するやと云ふにあり散士以爲らく一旦刑事被告人より已決に編入したる以上は逃走せざる限りは如何なる場合と雖ども凡て刑期に算入するや一點の疑なし故に本問の場合には勿論監送中若くは病氣中と雖ども刑期に算入せらるゝものと思ふ

附言質疑者河野健三氏は拘置監を以て地方監獄の一部と見做され居るが如し何と云へば地方監獄の拘置監云々云へばなり然れども拘置監は獨立の監獄にして決して地方監獄の中に包含す可きものにあらざる便宜上地方監獄構内に設置しあるも其の區域は劃然判明せざる可からず一言附記して君が誤解を訂す
賛成……………横濱 浪人君

●第三問(軍獄の逃走囚刑事事件にて入)
(監したる時の刑期通等の件)

在東京 洋々 散士

軍獄の逃走囚刑事被告人事件に付き地方監獄に拘禁せられたるときは其の日数は刑期に算入するや否やと云ふにあり散士以爲らく此の場合に於ては官に於て逃走囚たることを知りて逮捕したるときは固より逮捕の日を刑期に算入す可しと雖ども他の事件の爲め刑事被告人として逮捕せられたるときは官に於ては逃走囚たることを知らざる

を以て固より刑期に算入す可きものにあらざる然れども本人が自首して逃走囚たることを發見したるときは本人自首の日より刑期に算入す可きものと思ふ
不算入説……………横濱 浪人君

●第四問(教師出席の場合一定)
(の教服を脱ぐの可否)

在東京 洋々 散士

教師に教師席の場合に着用せしむる爲め教服の制を設くるの可否如何と云ふにあり散士以爲らく我國監獄制度に於ては未だ教師の資格に就て何等の規程なし故に基督教師あり或は儒者教師あり此の如く教師の資格に於て規程なく今日に於ては一定の制服を設くるは不可なり然れども今日多くの教師は本願寺派より出でしものなるを以て現今の處は彼の衣を着用するを可とす然れども佛教教師にあらざる教師は衣を着用せざるは勿論なりとす
同 説……………三池炭山生君
教服制定説……………吉田徳太郎君

●第五問(在籍詳解の場合)
(懲罰累加の件)

三池炭山生

本問の要旨は囚人身分取調の際に其發所氏名を詳解したるもの警察署又は市町村役場に照會し其回答に依り發覺したるを以て懲罰に附したるも猶ほ眞實の申立を爲さざる時は重て懲罰に處するは失當なる措置にあらざるやと云ふにあり余は之を以て最も不當の處置なりと信ず勿論虚偽の言を構ふるは最も惡むべきことなりと雖も眞實の供述を爲さしめんが爲め再び懲罰を加へんと云ふが如きは則ち懲罰を以て拷問の具となすものにして眞正なる懲罰の主旨に違背すれば

なり故に此場合に於ては他の方法を以て其良心を感起せしむるの策を取るに至る當の措置と云ふへし
同 説……………横濱 浪人君
累加説……………洋々 散士君

●第六問(出納官吏外の官吏)
(官金費補償の件)

以問爲答生

本問は別段問題としての價值なきが如し何と云へば出納官吏にして自己に保管の責任ある金員有價證券を他人に費消せらるゝに至りしは自己の過失たるを免れず故に表面本問の金品辨償の責任は無論出納官吏にあり但犯罪者に對し賠償請求の權あるは勿論なりとす
反對……………横濱 浪人君

●第七問(囚人懲治人の信書宛名)
(二名以上記載の件)

在東京 洋々 散士

囚人及び懲治人をして發信せしむる時一通の信書に二名以上の受信人を記載するは差支なきやと云ふにあり散士以爲らく本問の場合に於て受信人の所在地同一なるに於ては郵便條例に違背せざるを以て敢て差支なし又受信人二名以上記載するも書面事項に於て不都合なき限りは之を許す可と思ふ
同 説……………三池炭山生君
……………横濱 浪人君

●第八問(別房留置人の)
(信書度數の件)

在東京 洋々 散士

別房留置人の信書の度數は無制限に發送せしむるや各地方實際の取扱ひ振り如何と云ふにあり散士は固より局外なるを以て其の實際の取扱ひは之を知らざれども元來別房留置人は刑餘者にして只附加刑の

監視ありて引取人無き爲め止むを得ず監獄に留め置くに過ぎず此の如きものなるを以て可成本人の利益となることは之を許可する可とす其の信書の如きも別に弊害なしと認めたるときは無制限に之を許す可とす然るに監獄通人の言に依れば何れの監獄に於ても別房留置人を遇する甚だ冷淡にして殆んど厄介視するが如き傾きありと果して事實なるや否や
反對……………三池炭山生君
……………横濱 浪人君

●第九問(囚人及懲治人に英語)
(書籍看讀可否の件)

在東京 洋々 散士

質疑の要點は囚人及び懲治人をして英語書籍の看讀を許可するも差支なきやと云ふにあり散士以爲らく英語の書籍と雖ども其の書中記載事項に於て弊害なき限りは之を許可する敢て差支無し加之ならす條約實施後に至り外國人を拘禁するに至らば是非洋書の看讀を許可せざる可からず之を許可せんと欲せば其の書籍記載事項を知らざる可からず故に司獄官たるもの少くとも英語學に曉通せざる可からず然るに現今司獄官に於て英語學に通曉したるもの少きは散士の歎する所なり
同 説……………三池炭山生君
……………横濱 浪人君

通信

●三池集治監合葬追吊會

南筑邊偶生

本監に於ける明治二十四年七月以來同二十八年三月に至る死亡囚の

合葬建碑成り三月二十日即ち春季皇祭の日を卜し吊祭の法筵を本監付屬墓地に於て舉行せられたり今此に同日の概況を擧げんに式場には清浄なる祭壇を設けて之に盛衰を布き午後一時典獄以下吏員并に來賓たる警察官憲兵町吏員會社員等夫々着席定まるや先づ土中教師師は在監囚の總代として参列せしめたる囚人に向ひて一場の教誨を施し次で典獄以下二三の祭文朗誦終るや岡本願寺派十數名の法師は最も鄭重なる禮經を爲し之に續て参列者一同焼香の午後三時過閉會を告げ此間終始劉曉たる音楽を奏したり余輩末席に列したるもの沈痛なる禮經悲哀なる音楽を耳にし殆んど坐に涙の禁する能はざりしものあり況んや参列の囚人に於てなや彼等は眞に靜謐肅水な打ちたるが如く何れも垂頭喪氣無限の感慚に驅られ情制し難く自ら真心の澄るゝものあるを見受けたり斯くの如く莊嚴なる儀式を以て死者を吊祭せらるる思ふに祭文と言ひ讀經と言ひ既に幾多の幽魂をして驚動せしめて來り之を享けしむべきに深く遺愛を慰めんが爲め殊に驚むるに樂樂の體を以てせらるる堂九泉の下眠せず云ふことあらんや而して復た之れが爲め囚人の感化を裨せしこと決して渺渺にあらざるなり今典獄以下の祭文を得たれば之を左に掲ぐ

祭文

維明治三十一年三月二十日本監死亡者第三回合葬建碑成り汝等百九十二名の靈を祭る人生れて纏綿の身となり死して不祀の鬼となる人生の不幸何ものかは是れに過ぎん抑も汝等が此の不幸を招きし所以の者豈に偶然ならんや是れ即ち自ら作せる禍にして逃る可からざるなり然りと雖ども汝等が生前に在りて若し能く轉迷開悟雖然行ひを改むるあらば或は此悲境に陥らずに已みしならん然るに今や幽明別路適ひて歸する所なく魂魄永く迷ひ何の處にや彷徨せん想ふに汝等をして數年の壽命を保つとを得せしめば客歲一月の減刑令に遵

ひ無限の恩典に浴し自由の身となり風光霽月の天を仰ぐを得しもの亦た蓋し少からざりしならん嗚呼悲からざらんや今茲に靖養を修め汝等の迷魂を慰め以て歸する所あらしめんす嗟呼幾多の幽魂よ髣髴として來り要よ

三池集治監典獄正六位勲五等菅井誠美

三池集治監教師小川信道本監死亡者の靈に告ぐ汝等眞如の寶玉を具有しながら食愛等の着想に蔽はれ爲めに生前罪科を犯櫛し鎖に身を繋はるゝと多年未だ冥民に復歸せざるに病冤汝等の身心を逼迫す嗚呼悲むべし痛むべし人生獄舎に慕れて悲を止むる妻子女く魂は來世に趣き戸は優差として床にあれども是を葬むる親戚なく煩は風雨に打たれて平に冤冤其上に跳り遊ぶ姓名は消へて知る人なければ一掬の水一枝の花を以て吊ふ知友なし人生不幸の極思ひ此に至れば實に酸鼻涕泣に堪へざるなり

茲に明治三十一年三月廿日汝等遺骨を合葬するに當り至正至仁なる典獄閣下諸員と詢り盛大なる追吊法筵を舉行し以て亡者の追福を營み玉ふ汝等諸に聽け昔し海底の龍女は如來の法を信して即身に成佛し摩睺大魚の悉しきも佛名を聞て助かりし例あれば今此法筵に逢ふて速に血盆の苦患を脱れて清淨國土に往生よ茲に教師師惣代を以て汝等の靈に告ぐるに紅淚を以す尙くは髣髴として來り享けよ

明治三十一年三月廿日

教師師 小川 信道

祭文

維明治三十一年三月廿日三池集治監第三回合葬成り亡靈追吊會を舉行せらるる予職を本監醫務所に奉せしより茲に五年其間親しく病辱に接し治療を加へしもの少からず豈一言の吊詞なきを得んや夫人の世に生活するや不幸死より甚しきものはあらず況や圍圍の身となり自由利を受くる者に於てなや予司命の任に在り親しく其

寄書

●神奈川縣監獄の新築場を觀る 孤松生

予此頃機を得て神奈川縣監獄の新築工事を參觀す予元來監獄の工事を知らず而して此事を言ふ抑も不適なりと雖ども唯だ實地に於ける所感の一斑を聊か述んとす庶幾くは恕せられん事を

監獄の改築地及其起原

今回移轉すべき地は現監獄所在地より西南に當り去る事凡五十町許り横濱市街を隔つる三十丁余にして海岸に觀し其間道路坦々砥の如く車行頗る便なり

問道ならく此移轉改築の問題は遠く小泉保直氏在任の當時に胚胎し

延て明治二十六年中小河滋次郎氏即ち今の監獄事務官が同所典獄たりし時始しめて議會に提出し可決する處となりしも其後經費分担の

事より市部と郡部との間に葛藤を生じ紛々決せざる事久しく荏苒數

十ヶ月に渉り其議折合ひ明治二十九年に於て起工するに至れるなり

故に現工事は小河氏の跡を襲ひたる今の典獄若山茂雄氏の設計に

係れるものなり氏は曾て廣島縣の監獄を改築せられたる經驗あるの

みならず又長く治獄の任に在りて熱心誠意を以て同人社會に嚆矢の

問は高し蓋し監獄工事の至難なるは苟くも斯業に従事する諸士の已

に知らるゝ處なり然れども氏にして之れに該る固より易々たるべし

と雖ども工事の原動力さも云ふべき其豫算額は明治二十七年の交に

成りたるものなれば殆んど三倍的の騰貴に比せば木材等の如きは二倍

煉化石材の如きは殆んど三倍の騰貴に達し他の物品も亦之れに準し

て高價とせはなりぬ左れば當時の豫算額に比せば全体の上に於て僅か

狀況を觀るに治療の周到なる看護の懇切なるに依り過囚の厚きに感泣しつゝ涙目し聊か慫慂を遺すものなきが如しと雖ども病みて枕頭に藥を採るの親戚なく死して歲月を経るも一掬の水一枝の花を供し靈魂を吊慰する故舊なく只す蕭然として松風寒月の訪あるのみに至りては終天の恨を告て地下に眠する能はざるべし知らず何の日か迷界を脱すべきや嗚呼人世此の暗澹たる悲境に遭遇す誰か悲哀の情を健さる者あらんや今や政朝萬民撫育の深き本監典獄仁惠の厚き此法筵を開き各亡囚の遺骸を慰せんが爲め十餘の法師を招請し有志者參列時鐘の聲を設けらるる香火は炎々として四方に瀾し讀經奏樂の聲は洋洋として山谷に響く嗚呼幾多の亡靈よ此盛大なる式典に遭ひ將に感泣し以て眠すべきなり尙くは天恩の尊なきを拜謝し髣髴として來り要よ

三池集治監 監獄醫 久保 恭吾

茲諸清莫	以告衆靈	汝儕在世	放逸著肆	一不得已	胡爲如此
無恒產者	亦無恒心	傾家不顧	敗德無恥	傷人毒世	惡意惡行
惟恐不及	噫嘻嗚呼	天網夫恢	雖疎不漏	應報立至	忽驚羅網
是誰過乎					
夫然雖然	行刑之意	徒非苦人	唯其所要	婦善已耳	而汝儕輩
不幸之極	途遭愆程	得病而歿	豈不悼哉		
古人有云	其罪可惡	不惡其人	況死者乎	汝儕身亡	利圖既滅
而至不祀	真可惡也	思而至茲	一掬暗淚	潸然沾襟	
本監典獄	靈會周僚	開利清地	合葬遺骨	墓碑茲成	乃招法師
曾有志士	舉吊祭式	幾多迷魂	始有歸處	悠然應眠	嗚呼幽魂
尙來要焉					

明治三十一年三月廿日

三池集治監書記 綿貫洋二郎

に二倍の高價なるべし然れども今二十五萬圓の豫算に對し四萬圓程の増費を得たる而已なりと聞く之れ畢竟當局者にして如何に物價の騰貴したりて議會に對し二十萬圓の豫算を五十萬圓に増加せよとの要求は出来難きより或る程度に於て設計を變更して此類を以て竣工せんとするものなるべし左ればに其材料の如きも或る部分は舊來の古物を混用するの止むを得ざるに出でたるより今日の新築として而かも帝國第一の開港場の監獄としては遺憾ながら充分満足する能はざるべし而して此満足する能はざる丈け氏の苦心の多きを思はざるべし

我國は今後獄舎改築の工事は相尋て起るべく果して然らば之れが設計等の任に該諸士は須らく繼續すべき年限に對し豫しめ物價の昂進すべき事を推度し豫算せざるべからず岳洋氏曰く不完全なる新築は將來改良の邪魔物なりと善哉言哉尤も同様の設計は最初完全なりしも不幸にして其後日清の戰役に際し其結果今日の物價暴騰を來たしたるものにして斯くの變動は實に空前絶後の事にして豫め人事想像の及ばざる處にして又是非もなき事なりと言ふべし

敷地の形状

據内地地の坪数は二萬四千坪なりと聞けば蓋し間口百六十間にして奥行百五十間なるべしされば其地形は稍々方形なり而して表門前には一條の河流を堀へ居れば工業其地物品の運輸には頗る便なるべし但し裁判所の距離稍遠し居れば押送不便なるべきと思ひに若山氏の云ふ處に依れば最初馬車を用ふる見込なり此河流は裁判所の門前迄通するを以て之れを利用して押送する善なりと升は實たに經費を節減するのみならず又戒護上危險の虞も少く所謂一舉兩全なり然れども聞くが如くんば其河流の水量は潮の干満に依り殆んど六尺の増減ありとの事なれば其干潮に際せば自然多少の困難は免

豫算額は二十九萬三千十一圓餘其地建坪は千三百六十三坪余にして最初設計の時では或る建物に煉化を用ふる見込なりしが物價暴騰の爲め煉化を不足を生じたるを以て止むなく外圍の増壁及各監房の床下を除くの外に木造に變更せしものなりと

外圍の増壁

は高さ一丈五尺の煉化にして鐵々壯嚴たる様子を以て恐怖の念を起さしむべし誠に監獄の監獄たる増壁に背かず尤も東京某監獄の増壁は一丈八尺にして技師の説明に依れば監獄の外圍は三人肩車するも踰越せられざる丈に築造せざるべからざるを以て即ち一丈八尺を要すと云は高き程善きはなし然れども予謂らく彼囚徒に於て一旦踰越脱獄の非望を懷かんか若し三人肩車して踰ぐる能はざれば又必ず他の方法に依り其目的を達すべし彼等の逃走する方法豈唯三人肩車するのみにあらん乎蓋し彼等は三人共謀するが如き迂ならんより寧ろ繩又は竹木の類を利用するの捷徑なるに若かずとせん彼等に於て最も怖るべき處は三人肩車して踰へられざる増壁にあらずして戒護官吏其人の注意あるにあらんのみ之れを已往に徴するに踰越逃走は幾々たる増壁を據る處に於て多く却て輕易脱獄の増壁を有する處に少なからざる然る所以のものは思ふに彼等の眞に金城鐵壁の如く怖るものは獨り官吏の注意深きにあらずして唯自身の精勵注意にあるのみ果して然らば其増壁なるものは唯壁脚間に於て跳び越へられざるを程度として即一丈五尺なれば充分ならんと思ふ

建物の配置

は未だ全部の竣功を見れば容易に斷言する能はずと雖ども圖面及敷地の形状に依りて按すれば流石は氏の丹精になりたる計畫なれば

かれざるも是等は利益の優れるを以て價ふに餘りあらん但此敷地の障害は前後に屹立したる山を抑へ居る事はなり予若山典獄に此二ヶ所の山頂に人の攀ぎ登る事ありやと問ひしに氏は苦笑して云へる標毎日幾人さなく登り據内を覗視す而して普通眼力では入るべし又は鐵窗鐵柵も能く窺み得るなり故に此山は早晚監獄へ入れるか又は據内を覗視する能はざる方策を講せざるべからず第二に地質餘りに佳ならざる事はなり聞く該地の邊は數十年前迄は總て沼澤にてありしと左も右も穿堀したる處に就て看るに上層より三尺程の土は茅茨の半化したるものゝ如し試みに一槐を掘り熱視すれば其葉根の如きもの顯然として猶存す氏云へり之れを掘り固め乾燥せば彼の炭團に代用するを得べしと尤も該地方は概して地盤不良なれば是非なき事なり且つ該不其の部分に上部而已にして又其建物に總て木造なれば之れが爲め敢て不都合なきは勿論なり予各所の觀覽を終り假事務所に於て談話中囚徒數人其側を通行せしに若山氏は予に向ひどうだ此響きは夫れ此通りだと言ふ亦實は其つしんくには一驚を喫せり若し氣の早き者なりせば地震と間違ひ表へ飛び出す事もやありなん

堀井は五十尺若しくは百尺を穿堀したるもの五六ヶ所を看しが湧水多量なれば水質佳良ならざるが如し其色は薄き醬油の如くにして即ち掘りて鼻に充つれば一種の臭ひあり之れ飲料に供する能はざるべき歟併し横濱は獨り此地に限らず各所共に水質飲料に適せざるに依り遠く河泉を引き一般の用に供しつゝありて其水道は同所より遠からざる處まで引きあるこの事なれば夫れを據内に分水するは差して至難の事にはあらじ氏の言に依れば鐵管を以て引用するも其費用は一萬圓内外にて足れり

豫算金額及建坪の數

服用上は勿論圖面の体裁も極めて精妙にして毫も間然する處なきは誠に敬服の外なき殊に日光の射入と空氣の流通とに深き意を用ひられたるは熱心と経験に因るに非ざるよりは能はざる處なりと思ふなり其病監の如きは新舊材料混用なれば敢て壯麗なりと云ふを得ずと雖ども衛生上の注意一層高く其床下は高く其下を總てメント蔽きにして自在に出入して掃除又は洗滌に便ならしめれば清潔を保つ上に就ては申分なし但し寒氣凜冽の候に當りては監獄の疊の如く時々取除けるものにては自然障を生じ其間より吹き上げる風は中々強かるべしと雖ども氏の設計なれば床板の張合せ其他之れを防ぐの注意あるべければ予の如き杞憂には及ばざるべし

監房の形狀は全体扇面形なれど光線射入の必要より多少之を變更したるものにて其形狀の中には氏が幾多の丹精の滲み居る事を思はざるべからず

工業場は雜居房と分房との中央に二の字形に介立し之れに檢身所を配し雨雪なるも糞並を要せず廊下僅かに往復するを得還は衛生上經濟上利益少なからずと信ず若し工場と監房との間に距離ある時は間々規定の時間を行行する能はざる事あるのみならず工業製品又ば着衣等を濡ぼし爲めに感冒其他の病源となる事夥なしとせず氏は畢竟是等の點に充分の注意を加へられたるものなるべし但木造としては工場と監房との距離尙ほ少くあらざり感ぜられしが是れ如何せん地形の許さるるを又各監房の窓は少しく廣調に過ぐるやうなれど日本人は元來開闊なる家屋の生活に慣れ居るものなれば是亦此位が實際に適したるものなるべし

監房の數

監房は雜居房二百十二房分房百八十房にして其雜居房は六疊敷なれど其中便所及水洗しに各方三尺づつを充つるを以て殘る五疊に三人

乃至四人位づゝを收容する見込なり。分房は全四の四分の一位收容する割合になり居る由なれど出来得べくんば其三分の一位迄分房するを得る事となれば猶更都合なるべし併し分房は尙ほ百二十房増築の見込にて接續する余地存しあれば此増築成るの上は遺憾なきに至らん。物置監は雜居房四十六房にして分房百房なり。し聞けば其人員に對せば充分なるべし。

錠前

監獄の建築は一種特別にて通常人の思ひ寄らざる錠前及便所なぞに多くの考案を要する譯にて其錠前の如き第一暗室にても最も迅速に開閉し得る事第二其鍵は竹木等を以て容易に模造し得られざる事第三内部の機關は最も堅固なるを要するなり。隨て單純ならざるを得ざる等。少くも此條件を具備せざれば監房の錠前たるを得ざるなり。之れ敢て至難の如くならねども實際に就ては此三者を具備せしむるは頗る困難にして當局者の常に頭を痛むる處なり。さればにや石川監獄に於ても目下改築工事中なり。聞し。此錠前に就ては未だ好案なきものと見へ先頃其職の者をして東京其他へ派遣し調査せられたり。神奈川縣の錠前は若山典獄が會て廣島にありし時考案せられたるものに尙ほ一層の丹精を凝らされたる事なれば前記の三條件を具備したるものと思はる。但假錠の押上げ「メチ」が針金にて組立ありしが這は開閉煩雜なる弊なれば動もすれば彈力緩慢となりはせぬかと懸念す。併し此錠の部分は本錠の器械と緊連し居らざるを以て修繕も容易に出得る事なれば敢て差支へなむるべきも猶出来得べくんば其「メチ」を本錠の如く鍛鐵の薄く細きものにて跳れ上げる事に工風せられしならば一層完備すべく兎に角今日迄聞きし處看し處の錠前に比せば僅かに優等ならん。但錠の製造は竹木等にて模造の出来ざること又暗中に手探りにて容易に其孔に差込み得るを主としたる事

さて少しく獄密に過ぐるかの感あれども是亦右二條件は充分満たせ居るなり。

附圖

是れも即ち監獄建築中の厄介ものなるが氏の考案は臭氣消去の方法より洗滌の注意并に取締等に至る迄先づ以て開然する所なし。殊に便所の床盤は多くは伊豆石二本を併列し之れに孔を穿つものなれど同様のものは煉化石數個を併合し之をセメントにて塗り固め恰も厚き一枚石の如く三尺四方に造られたるは殊に妙案なり。這は管に費用の低廉なるのみならず其堅硬なる決して伊豆石の比に非ざればなり。但床盤は其面砥の如く平々に製したれど成るべくは淺き皿の如く中眞を自然的凹形に勾配を附けなば洗滌するに當り其水四散せず。排水と床盤との間隙に水の浸入する事なく清潔にして且排水を腐朽せしむる虞なからん。又便器の出入口は稍廣きに過ぐるかの感あれど這は上面の人造石堅硬なれば取締上毫も支障なく結局洗滌等に至便なるだけ利益となるべし。但此便器置場も洗滌等の時水の外部に達かに流出する機前面の方に幾分かの勾配を附し置く方可ならん歟。

(未完)



英語初歩

本篇は初めて英語を學ぶ人の助けとなさん爲に記述せるものにして先づ各人自己に最も接近せる事物より習得する方法を採れるものなり

ハウ メニー アール シックス タイムス
How many are six times
幾 何 テ アル ニ 六 倍 ノ

ナイン
nine?
九ハ

シックス タイムス ナイン アール
Six times nine are
六 倍 ノ 九 ハ アル

フィアティー フォー
fifty-four
五十 四 テ

ハウ メニー ブックス アール セーア
How many books are there?
幾 冊 ノ 書物ガ アル

セーア アール スリー ブックス
There are three books
アル ニ 三冊ノ書物ガ

セー ボーード イズ ナロー
The board is narrow.
(此ノ其(彼)板ハ アル セマク

チャールス イズ グッド
Charles is good.
チャールスガ アル 善ク

ジス ホース イズ ラージ
This horse is large.
此 馬ハ アル 大ク

アール ジース アップルズ ライプ
Are these apples ripe?
アル 此等ノ 林檎ハ 熟シテ

イエス セイ アール ライプ
Yes, they are ripe.
然リ 彼等ガ アル 熟シテ

アール ユー ハンガリー
Are you hungry?
アル ム 汝ハ 餓ヘテ

ノー アイ アム ナット ハンガリー
No, I am not hungry.
否 私ハ アラマ 餓ヘテ

グッド オールド ワイン イズ レッド
Good, old wine is red.
善キ 古キ 葡萄酒ハ アル 赤ク

セー プーア オールド マン イズ イル
The poor, old man is ill.
(此ノ其(彼) 憐レムベキ老人ハ アル 病ンテ

ヒー イズ エ リッチ マン
He is a rich man.
彼ハ アル 富 人デ

ヒー イズ アン インダストリアス
He is an industrious
彼ハ アル 勉 強 ナ

チャイルド
child.
小兒デ

キャン ユー セー セー デース オフ
Can you say the days of
能フ 汝ハ 云ヒ 日チ

セー ウィーク
the week?
ノ 週間

イエス アイ キャン サンデー
Yes, I can Sunday,
然リ 私ハ 能フ 日曜日

モントー チューズデー
Monday, Tuesday,
月曜日 火曜日

ウェンズデー サースデー
Wednesday, Thursday,
水曜日 木曜日

フライデー サツターデー
Friday, Saturday.
金曜日 土曜日

ゼン キャン ユー セー セー モンス
Then can you say the months
サバニ 能フ 汝ハ 云ヒ 月チ

オブ セー イーア
of the year?
ノ 年

フレンツ
friends?
友人ノ

チャールズ イズ リッチ アン イズ
Charles is rich. Ann is
チャールズガ アル 富ンデ アンガ アル
リッチヤー エンド ジョー ジー イズ
richer and George is
モロシ富ンデ 面シテ ジョー ジーガ アル

リッチェスト
richest.

最も富ンデ

フー オフ アス イズ トーレスト
Who of us is tallest?
誰ガ ノ 吾等 アル 最も丈高ク

ヒー イズ トーレスト
He is tallest.

彼ガ アル 最も丈高ク

ウイッチ イズ ハイアー マイ テーブル
Which is higher, my table
何レガ アル 高ク 私ノ 机

オーア ユーアス
or yours?
ト 汝ノト

ブイ シンク マイン イズ ハイアー
I think mine is higher.

私ハ 思フ 我ノガ アルト 高ク

グー ド アフターヌーン
Good after-noon.

今 日 ハ

ホエア アーユ ゴーイング
Where are you going?

何處ニ プル 汝ハ 行キツ

マイ フレンツ ハヴ アライヴド フロム
My friends have arrived from

私ノ 友人ガ 到着シタ カラ

キョート ジャスト ナウ エンド アイ
Kyoto just now and I

京都 調度 今 面シテ 私ハ

アム ゴーイング ツー シー ゼム
am going to see them.

アル 行キツ、 會ヒニ 彼等ニ

イズ イット ソー フー アール セイ
Is it so? Who are they?

ソウデスカ 誰デ アル 彼等ガ

ノー アイ キヤント バット セーン
No, I can't but Jane
否 私ハ 能ハヌ 併シ セーンハ

キヤン セー ゼム
can say them.

能フ 云ヒ 彼等チ

ウエル セン セーン ウィル ユー セー
Well then, Jane, will you say

サ ラ バ セーンヨ アロウ 汝ハ云フデ

セム
them?

彼等チ

イエース ジャニユアリー フェブルアリー
Yes, January, February,
然リ 一月 二月

マーチ エープリル
March, April,

三月 四月

メー ジュン ジュライ
May, June, July,
五月 六月 七月

オーガスト セプテムバー
August, September,
八月 九月

オクトーバー ノヴェムバー
October, November,
十月 十一月

ディセムバー
December.

十二月

グエリー グー ド セン ダニエル ウィル
Very good. Then, Daniel, will

甚ダ 善シ サラバ ダニエルヨ アロウ

ユー セー セー フォーア シーズンズ
you say the four seasons?

汝ハ 云フデ 時チ

イエース アイ ウィル スプリング
Yes I will. Spring,

然リ 私ハ アロウ 春。

サムマー オータム
summer, autumn,

夏 秋
エンズ ウィンター
and winter.

ト 冬

フー イズ リッチ アマンダ ユーア
Who is rich among your

誰ガ アル 富ンデ 中ニ 汝ノ

○廣告

○諸官省、陸海軍、裁判所、廳府縣、警視廳、警察部、集治監、監獄署、御出版物、印刷物、帳簿製本受負御用ハ本院多年ノ經驗ニ依リ確實低廉ヲ旨トシ力メテ迅速ニ御用辨可致ハ勿論印刷、洋紙、製本等ノ機關ハ最モ完備致居候間何程多數ノ御注文ニテモ受負時日ヲ誤リ又ハ見本、見積書ニ相違ノ物品ヲ上納スルガ如キ弊習ナカラシメ相習ヒ層一層勉勵仕候間多少ニ係ハラズ御用被仰付度奉願候

○本院副業トシテ諸官廳御需用ノ物品一切並陸海軍、各高等官、警察官、司獄官ノ御制(略)服、帽子、帶劍、靴、手帖等調進ノ御受負可致候

○各集治監監獄署御製品ノ販賣並素品御需用ノ節ハ何品ニ係ハラズ御用被仰付度候

○前記御用品ノ外地方御在官者ノ御便益ヲ斗ランカ爲メ各自御需用ノ物品(書籍、時計、和洋服、一ダース以上ノ手袋、靴足袋等)何品ニ限ラズ東京府下ニ於テ御購求相成度御希望ノ向ハ本院義務トシテ極廉直ニ購買シ御送付致シ其代金ハ小包郵便ヲ以代價引換ヘ若クハ官廳ノ證明ヲ得ルカ又ハ本院ノ認ムル在官者二名以上ノ責任者被相立候時ハ該代金ノ半額以上ハ三ヶ月以内ノ月賦拂トシテ御送付可相成至極御便利ノ御取扱可仕ニ付何品ニ限ラズ無御遠慮被仰越度必御懇切ニ御世話可致候御用ノ節ハ見本又ハ明細書、説明書御示シ奉願候ハハ早速見積書若クハ見本差出シ或ハ手代出頭御用爲相伺可申候

東京市四谷區荒木町廿七番地

東京書院

(電話出願中)

(行發期定同一月毎)

前司法大臣 清浦奎吾君題字
前大審院長 三好退藏君序
岡幸助君著

内務省監獄事務官 小河滋次郎君序
湖・處・子・序

感化事業之發達

定價十八錢

郵稅四錢

發兌

東京市京橋區出雲町一番地

警醒社書店

寄書規定

- 第一 監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、野紙、白紙を問はず、半紙又は美濃紙の内を以て一行(行にて)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし
 - 第二 但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし
 - 第三 寄書は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖も一問一答如に必別紙に御認めあらんとを乞ふ
 - 第四 表題、(地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓名は編輯部参考の爲め欄外に御認め相成たし
 - 第五 質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるべし毎月五日(六月は特)本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すべきものと御承知被下たし
- 質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

明治三十一年四月二十日

發行人兼編輯人

磯村富太郎

(明治二十七年二月廿六日選信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戸
印刷所 東京市四ツ谷區荒木町二十七番地
印刷所 東京市京橋區卅間堀二丁目一番地

磯村富太郎
警察監獄學會
本社事務所